

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画についてを課題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） おはようございます。

議第45号 下田市過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、平成29年4月に過疎地域自立促進特別措置法の地域指定を受けたことから、同法に基づく支援措置の適用を受けるため、平成29年度から平成32年度までを計画期間とする下田市過疎地域自立促進計画を定めるものでございます。

計画内容につきましては、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の12ページをお開き願います。

計画策定の趣旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されました。この改正により、新たに追加された過疎地域の要件に該当する過疎地域をその区域とする市町村が公示され、この要件に該当した下田市も新たに過疎地域として追加されることとなったものでございます。

この地域指定を受け、制度を活用した本市の自立促進に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づく、過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。

次に、計画策定の根拠でございますが、法の規定に基づく、過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画、過疎地域自立促進都道府県計画については、平成22年4月から、これらの策定に係る義務づけは廃止されております。

しかし、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画を策定することが必須条件となっております。

計画策定につきましては、静岡県過疎地域自立促進方針、静岡県過疎地域自立促進計画との整合性を図りながら、下田市総合計画の体系に基づき、「下田市過疎地域自立促進計画」の策定を行ってございまして、13ページの図のような位置づけとなっております。

下田市における策定方針でございますが、関連する指針・計画として、法の趣旨を基軸とし、下記に示す静岡県及び下田市の指針や計画との連携や整合性を図りながら策定を進めるものといたしました。

14ページをお開き願います。

本計画の策定は、前記の各種指針や計画と調整を図ることとしつつ、第4次下田市総合計画に掲げた将来都市像「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」の実現を目指すことを基本的な方針といたしました。そのため、基本構想で示した5つの基本目標、美しいまちづくり、人が輝くまちづくり、活力あるまちづくり、安心なまちづくり、持続発展ができるまちづくりに沿って事業展開を図るものといたしました。

現在の第4次総合計画は、平成23年度に策定されており、本市の人口減少、少子高齢化、産業・経済の低迷は、策定時より深刻さを増しております。そこで、今回の計画の策定に当たっては、総合計画に定める将来都市像、基本目標を基盤としつつ、特に「過疎計画」を意識した重点方針①「下田へ」という動きを刺激する、②「下田から」という流れを加速する、③「下田をつくる」という意欲を創出するを定めました。

15ページをお開き願います。

計画の期間でございますが、現行法の期限に合わせ、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間としております。

計画の基本構成は、総務省通知「過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等の取扱いについて」及び「新たに過疎地域自立促進市町村計画等を作成する場合の作成例の送付について」に基づくものとし、「静岡県過疎地域自立促進方針」「静岡県過疎地域自立促進計画」の構成との整合をとりつつ策定いたしました。

下記破線の囲みのおおり、1、基本的な事項、2、施策区分ごとの方針の構成でございまして、別冊の下田市過疎地域自立促進計画をご用意願います。

1ページから3ページに下田市の概況、4ページから7ページに人口及び産業の推移と動向、8ページから10ページに行財政の状況、11、12ページに地域の自立促進の基本方針と計

画期間、13ページに公共施設等総合管理計画との整合といたしまして、基本的な事項を取りまとめております。

施策区分ごとの方針でございますが、施策区分ごとに、現況と問題点、その対策、計画の順に整理してございまして、15ページから21ページに、産業の振興として、農業、林業、水産業、商工業、観光業、地場産業の振興、企業の誘致、起業の促進、海上交通ネットワーク・港湾、22ページから25ページに、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進といたしまして、幹線道路、市道、農林道、電気通信施設等情報化のための施設、公共交通、地域間交通の促進、26ページから29ページに、生活環境の整備といたしまして、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防・救急施設、防災・防犯施設等、公営住宅、30ページから32ページに、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、高齢者の介護・保健福祉、次世代育成支援、障害のある人の支援、福祉活動の支援、33ページに、医療の確保として、診療施設、34ページから36ページに、教育の振興として、学校教育関連施設、集会施設・体育施設等、37、38ページに、地域文化の振興等として、地域文化振興施設、歴史伝承事業、39ページに、集落の整備として、コミュニティ及び交流活動施設、40ページに、その他地域の自立促進に関し必要な事項として、木質バイオマスエネルギーの活用検討としてまとめ掲載いたしました。

最終41ページに、事業計画のうち、過疎地域自立促進特別事業分を再掲してございます。

条例改正関係等説明資料16ページにお戻り願います。

計画策定の経過でございますが、5月8日に庁内検討組織を設置し、7月5日、計画原案を決定、7月10日よりパブリックコメントを実施及び県事前協議、8月8日、パブリックコメント終了、8月9日、修正案を決定し、翌日、計画案を県協議のため郵送、8月22日、県回答を得て、計画案を決定しております。

今後の予定でございますが、本定例会において、市議会の議決を経まして、平成29年度、国の提出受け付け期間、第2回、10月24日から31日に国への提出をしたいと考えております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 一見すると、大変よくできた作文であるというふうに思います。書い

であることは、まことにもったもなことでありまして、このとおりになされれば、下田はかなりよくなっていくんだろーと思います。

しかしながら、このような計画案というのは、地方創生の総合戦略等と、あるいは総合計画等といろいろな形で今まで書かれていたものです。問題は、ここから先どうするのか、具体的にどうするのかというところが見えてこないということです。

例えば今回の計画の重点方針ですが、説明書の14ページの、重点方針の①では「下田へ」という流れを加速するというふうに書いてあります。移住だとか、U J I ターンの促進等々と書いてありますが、例えば移住一つにしても、この間の決算案の審議の中で出たと思いますが、例えば空き家対策のために空き家調査をしました。1,000万円近い金をかけて調査しました。じゃ、その調査した結果をどうするのかというところが全然出ていないという現状があるわけです。ここら辺のところでも、重点方針①「下田へ」という流れを加速する。いろいろ書いてありますが、そのために具体的にどのような組織をつくって、どのように進めていくのかというところが全然見えていない。それは同じように重点方針の②、③も同じです。「下田から」という動きを刺激する。重点方針の②ですが、その中で特に「情報発信等の強化を図り」と書いてあります。この点に関しましては、市長も、就任以来ずっと、選挙のときからずっと、下田市にとって観光は大事であると。観光にとって一番弱いのは情報発信力であると。下田市の観光にとって一番弱いのは情報発信力であると。ここら辺をしっかりと情報発信して、下田の観光をこれからもより高めていくんだというようなことは何回もおっしゃっておられます。では、具体的にどのようにしたら情報発信力が強化されていくのか。その具体案、方向性、どういうふうな組織が必要なのか、誰がやるのかというふうなところが全然見えていません。そこら辺のところは、この自立促進計画にはそこまでは書けないというのかもわかりませんが、少なくともそこら辺のこれを踏み台にして、ここから先どういうふうにやっていくのかというところを市としてはある程度提示する必要があるんじゃないかというふうに思います。そこら辺のところについてご説明をいただければと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 鈴木 敬議員の質問にお答えします。

この計画は、県と調整をして、国にこういう計画をしますので、予算づけをお願いしますということでもありますので、そういう役割を持った計画であります。したがって、全てが包括的なもので要求をしています。一つ、1点、これで予算をお願いしますということでは、もしほかのところが外れた場合に、それだけしか予算がつかないということになります

ので、包括的なもので計画を上げているということでございまして、これからどういうふうにして具体化するのかということでございますけれども、予算がつくという見込みができましたら、具体化をして、どこにどういうものをつくるとか、そのための予算をどういうふうにして配分するとか、これからブレイクダウンした計画をつくるものでございます。そういうところをご理解していただきたい。これから予算の見込みがついて、ブレイクダウンするということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 市長がおっしゃるとおりに、これは国に提出するものであり、包括的であるというふうなことは、十分に理解はします。

しかしながら、やはり一番今問われているのは、これを具体的にどういうふうにするかということです。例えば先ほど申し上げました情報発信力をどうやって高めていくのか、そこら辺のところについても、この計画案に基づいてどういうふうにするかという、そこら辺の見通しとか、方針だとか、心づもりだとか、そういうところを具体的にこのためにはこういうふうな組織、委員会なり、あるいは市民を集めた、何かやるためのそういう組織をつくっていくんだとか、そういうふうなことを方針を出していただければというふうに思います。

もう1点は、あくまでもこれは国に提出するものでありまして、その結果、国に認可されて、それについての補助金を得るというふうなことです。確かにしっかり補助金そのものは物すごい大事なことで、特に下田市みたいに財政力の弱いところは、補助金はとても大事なことでありますが、補助金ありきの行政になっていきますと、またなかなか当初の見込んだものと若干違ってくるような気配もあります。この間のいろいろな下田市のさまざまな事業というのは、まず補助金があって、それに基づいてやっていくような事業がほとんどでしたが、その結果、下田市、どのようにそれによってどれだけ変わってきたのかというふうなことを考えますと、ただ単に補助金があるからということだけで、これからの下田市の自立促進計画、過疎を脱却していくというふうなことに向けては、それに頼ってばかりいては若干弱いのかなというふうに思います。

もっと市民が自立的に立ち上がってくれるように、何かやろうという機運が起きるような、そのようなことを、そのような機運を醸成していく、そのための行政が役割を果たせばいいのかなと思います。そこら辺についても市長のお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 議員のご心配されることは、ごもっともでございます。

今回、自立促進計画を作成するに当たって議案の上程をさせていただいたのは、先ほど担当のほうから議第45号の議案の説明の中で提案理由を説明させていただきました。要するに、今、市長のおっしゃるとおり、いわゆるこの計画自体は、提案理由をご覧いただきたいと思いますが、同法に基づく支援措置の適用を受けるための要するに計画で、立案でございます。

今、市長がおっしゃいましたとおり、そもそもこの法律の対応というものは、あくまでも過疎地域に指定されたところが、今後、過疎の傾向をある意味で言えば逆転させていただいて、今後発展させていただくと、そういうための財政的な支援を国の制度に基づきましてやりますよと。したがって、皆様方、自立をもって促進計画をつくって、自助努力によって今後発展を目指してくださいと。それについては、国のほうから財政支援を行いますよと。その財政支援を行うためには、まずプロセスとして、促進計画をつくって出してくださいと。その計画を県を通して国が認めた結果、財政的な支援をしますと。したがって、補助金ありきではないんですね。計画があって、過疎化を招いた市町村の財政的な支援を国がしますので、皆さん、自分たちで自助努力の促進計画をつくって、将来に向けて、その計画に沿って事業を推進してくださいと。それによって過疎を脱却してくださいと、そういう制度なんですね。

ですから、補助金ありきではなくて、まず計画があって、それに対応して、各市町が実現に向けて努力しますので、この計画に基づいて財政支援をしてくださいと、そういう方向でするので、そういうふうに理解いただきたいと思います。

したがって、具体的な計画については、先ほど市長が申し上げたとおり、今後、具体的な計画を内部で練って、将来の発展につなげるような事業計画を出していく、そういうことでございます。

○議長（竹内清二君） 3回目です。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 市長の、あるいは副市長のおっしゃることは、まことにもったもでありますので、それについて私が異論があるわけではありません。そういうものだと思います。

しかしながら、それと同じことが、地方創生総合戦略をつくる時に同じような経過をたどって、同じような答弁もいただいているのではないかというふうに思っております。

ですから、そこはそういうものであるというふうなものとして認識しながらも、私が言っているのは、その先のことについて、ここには書かれていないけれども、どのように思って

いらっしゃいますかというふうな見通し、腹づもり、そこら辺のところ、例えば情報発信を強めていくためには、具体的にどのようにしたらいいのかというふうなことを、そこら辺のことを具体的に、ここに書かれたことを実現していくためには、どのような過程を踏んでいくというような形で市民にアピールしていくというふうなことが必要なのか、していくのかというふうなことの腹づもりというんですか、そういうふうなことをお聞かせ願えればなというふうな質問です。お聞かせください。

○議長（竹内清二君） 当局からの回答をお願いします。

市長。

○市長（福井祐輔君） 情報発信をどうするかというご質問だと思うんですけども、過疎計画、過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画以外にも、下田市としては情報発信、観光業の促進のために情報発信をいかにするかということで、今、観光交流課のところで検討しております。間もなくその成案ができる予定でございます。でき上がりましたら、皆様にご説明したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） この4月に過疎地域に指定されました。そういう中にありまして、今回の計画は非常に内容的に重要だなど、こう思います。というのは、平成29年から4カ年間計画を立てているわけですが、この計画にないと、措置法の適用ができないと、こういう因果関係があるわけです。

そこで、この計画の41ページのソフトの部分、ソフト、過疎地域自立促進特別事業分、今回の補正で3,500万円ぐらい起債が上がっておりますけれども、この中で、私がこの事業内容、プラス追加したほうがいいんじゃないかと個人的に思うのは、先日も質問いたしましたけれども、やはり空き店舗を活用した新事業、産業の推進事業というものを入れたほうがいいんじゃないかと。見方によりますと、この産業振興の企業支援推進事業というようなところに該当するかもしれませんが、私ははっきりと、この空き店舗を活用した新事業、産業の推進事業というのを事業内容の1項目に入れたほうがよろしいんじゃないかと。というのは、ご承知のとおり、現実的に商工会議所に地域おこし協力隊を設置しておりますし、この4年間で勝負なんですね、スタートの。そういう点からしますと、はっきりしたものはここで記載したほうがいいんじゃないかと。その点についての見解をお尋ねしたいと。

2点目には、集落の整備、地区集会所建設補助事業ですね。ご承知のとおり、今、下田市の要綱は、新築の場合は、世帯別に標準の基準面積を決め、それに平米単価13万円を掛けると。そして、その30%を補助しましょうと、こういうシステムになっていますね、新設、改築は。そして、補修については約4割を補助しましょうと、こういうことになっているわけです。

私は、この機会に、集会所の補助率というものを見直したほうがいいんじゃないかという気持ちがあるわけです。このいわゆる措置法をここに上げることによって、国から市に対して、あるいは県から市に対しての補助、そういったものが大きく変わってくるんじゃないかと、ここへ書いた以上は。そういう期待をしているわけです。そういう期待を。ですから、ここに書いた意味合いというのは、いわゆる現在の集会所の補助要綱の補助率を上げて、国からの補助というか、そういった類いのものが追加されるので、増えるので、下田市の負担は変わらないからというような推測をしているんです。その辺の私の考え方が間違っていれば、おい、大川、間違えていたよというんですが、できたら、この機会に、はっきり言って、この集会所の補助率を上げるということは、今後、下田市が公民館やいろいろなことを検討する場合に重要な財源の要素になるので、的確に答弁を願いたい。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 空き店舗の活用の件でございますが、これは事業として計画に2点上げておまして、1点は、企業誘致、企業支援推進事業。そして、もう1点が……。

〔「空き家」と呼ぶ者あり〕

○市長（福井祐輔君） その空き家も、企業誘致とか企業支援の中で空き店舗を活用するというものに含まれますので、その中で具体的な計画を進めていくということになります。

それと、住宅リフォーム助成事業、こういう事業も上げてありますので、そういう中から予算のつきぐあいを調整しながら、そういう計画も具体化していきたいというふうに考えております。

もう1点、地区集会所の補助事業についてでございますが、これも同様で、これからいろいろと国と県と予算の交渉をしてみますので、そのときの予算のつきぐあいによって、そういう補助率も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ただいま市長のほうから説明ございましたけれども、補足として、この過疎地域自立促進特別事業、41ページのところのご説明だけさせていただきます。



まず、通常は過疎債、起債につきましては、施設等が対象になります。今回、41ページにございますのが、通常いうとソフト分というふうには呼ばれている部分でございます。例えば医療費とか住宅リフォームとか、そういうものが新たに過疎債の対象にはなるんですけども、各市町上限がございまして、財政力指数とかさまざまな指数がございまして。下田市の場合には、財政力指数などで計算すると、1年間に二千数百万円、最低限度額が3,500万円というふうに定められておりますので、4年間で措置できる金額は全部で1億4,000万円となります。これは41ページ、全ての4年間で1億4,000万円が対象となるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 私も質問の過程で、ここに入るんじゃないだろうかという想定のもとで質問いたしましたが、空き家が入っているの、字句の訂正でもいいです。やはり空き家対策というのは、私はもっとこの数年で大事だと思います。ですから、どちらに入れるか、産業の振興に入れるか、いろいろ見方があると思うんですが、私は産業の振興に入れたほうが適切だと思いますが、その言葉はしっかりと、この企業支援の中で最も重要というのは、この文章の中にも入っているわけです。入っていたら、このソフト部分に入れていいんじゃないかと、明確に、そういう気持ちがあるわけです。もう一度、ひとつ担当でもいいですが、市長でもいいですが、質疑をしたい。

それから、今の集会所、課長、集会所。ここで私が今、期待というか、思うのは、現状の要綱があります。現状の要綱というのは、本当に新築に対して基準面積が大きければ、その地区の負担になるわけだ。そして、平米13万円だと。13万円で上がらないから、またそれは地区の負担になる。そうすれば、全体のわずか3割しか補助していない。これは今後、各区なりそういった地域に、極力コミュニティーのほうは負担をかけないシステムを構築すべきだと思う。そうすると、今回、この国からこういう過疎地域になってコミュニティーを推進しろという一つの政策もあるわけだ。恐らくこれは3,500万円という数値の中に入ってくると思うので、枠があって入ってくると思うので、ぜひ集会所の補助率をこの際改善すると。そして、地区が、銭のない地区でも、集会所が何とか欲しいという場合には、やはり一時的でいいんだから、集会所の補助は、そういった政策を展開すべきだと思いますよ、体験上。この辺をひとつ、市長、考えてみませんか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 空き店舗の件につきましては、項目に上げてありますので、計画を出

した時点で、担当者は恐らく読んで、これは空き店舗については非常に重視しているんだな  
ということは理解していただいていますので、恐らく適切な予算がつくものというふう  
に考えております。

次に、集会所の件ですが、既に終わっているところがあるんですね、今の規定で。そう  
いうところに私は、不平不満が起らないように、そういう計画をできたら維持をしていき  
たいというふうに考えております。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 集会所の関係のお話でございますが、先ほど担当課長のほうからソ  
フトの関係で3,500万円の予算措置があるよというお話がありました。

まことに申しわけないんですけども、議員がおっしゃっているのは、施設の新設なり、  
修復なり、ある程度ハード的なものの要するに補助金ということですから、そういうこと  
ですよね。そういう話をされたと思うんですが、先ほど担当のほうから3,500万円という話  
の中のソフト経費というのは、あくまでも集會施設の運用ですね、運営、運用、維持、要す  
るにそういった意味では、集落の維持及び活性化という意味で、集落点検や集落課題の話し  
合いの実施、住民による活動の支援、そういった意味合いのソフト的な面だと思うんです  
よ。建物を建てて補助金をあげるとか何とかという話は、それはハード的なものであつて、  
そういった意味では、建設という部分でいけば、それはここでいう、いわゆる自立促進にか  
かわる過疎債とか、そういう起債を活用するというのはあるでしょうけれども、議員のイ  
メージとしては、多分今問題となっている地域の集會所の統廃合が進んでいる中で、こ  
れから先、新たに作るのに非常に苦労していると。財源の捻出も苦しいと。地域だけ  
で負担するのは難しいと。そういう意味では、ある程度公共的な補助ができないのか  
という意味合いのおっしゃり方だと思うので、そういった意味で言うと、先ほど担  
当が説明した3,500万円という枠の範囲のものというのは、要するにソフトのほう  
での関係ですから、感じとしては、ハード・ソフトという分類からすれば、ソフト  
部分ですので、建物の増改築とか新設とかというものには該当しないのではないかと  
思いますが、その辺については再度、県と協議させていただいて、対応できれば  
そういうふうにしたいと思っておりますけれども、確認をさせていただきたいと思  
います。

○議長（竹内清二君） 大川敏雄君。3回目です。

○7番（大川敏雄君） それは、副市長、私、解釈は誤りだと思う。というのは、  
見てください。ここで産業振興で住宅リフォーム助成事業、あるいは市営住宅解体  
事業のうつぎ原、柳

原、これを解体すると、こういうのはいわゆるソフトの事業に入っているわけです。それと何ら変わらないですよ、集会所の。ですから、あなたのは解釈は誤りだと。そうでしょう。私も見てきているんだから。

そして、市長、この際だから過去のことを話しますと、私、今、集会所の補助事業を何ゆえに真剣に率を上げると、補助率の内容を上げる必要があるよというのは、例えば中、本郷、これらは今、過去を見てくださいよ。いわゆる区画整理事業で、区画整理事業で、市の政策に協力して、この本郷、その地域の人たちが土地を提供してやってきた。中なんかは、建設に対してだって補助をやってきた。そういうことに対して、従前のいわゆる稲枠でやってきたと、最近。このことは、いわゆる過去のずっと長年見ていると、公平というものはどういう理解をしたらいいのかというのは、もう少し歴史的な経過を見ながら物を判断していかないとまずいと思う。あの中地区の村山 巖先生が頑張って、今の中村の区画整理事業ができた。そして、土地を市に差し上げて、なおかつあの建物は、区民が市に出して、そして今があるんです。

本郷だとか中村は、自主財源がない地域だ、そういう中であって、何とか公民館をするという場合には、予定どおりなくすと。しかし、本郷なんかは、考えてみれば、銭もない。そういう場合に集会所の補助率をこういう過疎地域に合った形で、国の一定の補助、あるいは有効な起債が認められるとするならば、やはりそういう政策をこの機会に返納して改革して、そして対応するという純粋な市長の頭を変えなきゃだめだ。市長、どうですか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 大川議員のおっしゃるとおり、歴史的な経過もありまして、地区の人たちにどれだけ負担をおかけしたのかということも、非常に過去の大きな検討事項となるのでありましようけれども、ただ、検討させていただきまして、ここではそういう補助率を上げるとかいうことは、明確に約束できませんので、ただ、ご検討させていただくということをお約束させていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内清二君） ほかに。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今、大川さんの質問を聞いていまして、公民館が集会所にかわるものではないと。むしろ公民館が必要だと、こういう現状にあらうかと思うわけです。これは沢登の見解ですから、見解だけとりあえず述べさせていただいて、本論に入りたいと思います。

平成29年から32年度まで、特別措置法ですか、この法律に従って4年間の計画をおつくりになったと。下田市の現状、やらなければならない事業を網羅して、国に提案していくんだと、この姿勢は大変評価できるものだと思いますが、過疎地域ということから言えば、どう人材を増やして、人口減の対策をするか。ここのところが全く抜け落ちてしまっているのではないか。そこはどういうことになるのかという点が第1点目の質問です。

2点目は、この4年間の計画ということで法律がその期間を定めていようかと思いますが、前回の質問でも、一度、過疎地域の指定を受けると、それから抜け出すことはなかなか大変だと。引き続いて何年間いくでしょう、こういう答弁をいただいたような気がするんですけども、そういうことなのか。そうだとすれば、この4年間の後、どのようなことが想定できるのか。そして、4年間もそれぞれ1年ずつ、あるいは何年かずつ区切って計画を立てる、こういうことに具体的にはなっていくんだらうと思うんですけども、その点の計画のこれを国に出して実施の手続というんでしょうか、それがどういうものになっていくのかお尋ねをしたい。

先ほど大川さんの質問に、ソフト面で4年間で1億4,000万円、年間3,500万円の上限がありますよ、こういうことでありますが、41ページの事業展開をするのに、一応財政的にどのぐらいの規模で、どのぐらいの補助金なり起債なりの計画が、この事業計画に裏づけられているものなのか、あるいは計画だけ上げて、その後、数字的なものは検討する段階になるのか、その点についてお尋ねをしたいと思うところであります。

それで、ここに上げてあります計画は、行政からの必要であろうと思われる計画ではないかと思うわけです。例えば一例としまして、バイオマスの40ページですか、再検討で、賀茂地区の木材チップの整備事業を進めていきたいと、市長も応援したい、こういうぐあいに言われていたかと思いますが、実態はオムロンという会社がチップをつくる機械を宣伝したい、売りたい、そういうものを購入して、一定の事業展開ができるのかどうなのか。森林組合が検討しているというようなことが、その実態ではないかと思うわけですが、この事業を展開していくに当たりまして、多くの企業や経済団体と連携をしなければならぬと思うわけですが、それらの点はどのように想定、あるいは考えられているのか、2点目としてお尋ねをしたい。

また、もう一つ例を挙げれば、空き家対策、商工会議所等含めてお願いをしなければならないとは思いますが、会議所単位ということよりも、むしろ通りでお店をやっている人たちの思いと情熱というんでしょうか、その人たちが空き家にどう人々を迎え入

れて、商店の通りをつくっていくか。ここら辺の計画まで具体的にしていきませんか、実現不可能といいますか、絵に描いた餅で終わるといふ鈴木議員の指摘で終わってしまうんじゃないかというような気がするわけでありませう。

ここに書かれておりますのは、そういう意味では、現在、下田が抱えている解決しなければならない、あるいは取り組んでいこうとしている事業が大方網羅されている、こういうことではないかと思ひます。

そうならば、漁業労働者、漁業で働く人々をこのぐらゐ増やしましよ、子供をこのぐらゐあゐな形で人口を増やしていきましよと。繰り返しになりますけれども、そういうところの検討がないと、ちよつと不十分ではないかという気がしますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） まず最初に、人口減対策の件でございますけれども、これは過疎地域自立促進特別措置法が適用された条件というのは、1990年から2015年までの25年間で人口は21%以上減少した地域というふうな条件がございます。その条件に合ったところが過疎地域ということで公示されるわけですが、そのための自立促進計画をつくれということで、いわばこれは全部が人口減対策ということが言えるというふうに思ひます。そのために我々は、この過疎計画、過疎地域自立促進計画をつくっているんですから、全部を総合的に考へて人口減対策になるというふうな計画でございます。

2点目は、32年度までこういうのが適用されると、それ以降どうなるのかということでございますけれども、それはまた3年間の財務状況、財政力指数ですね。例えば今回は2013年、2014年、2015年ですか、この3年間の平均をとったのが下田市の財政力指数は0.495でありました。それが29年4月1日からは0.5以下で過疎地域自立促進特別措置法が適用される地域というふうになりましたので、そういうところをまたこれから3年間、統計をとって見て、適用できるかどうかというのが検討されると思ひます。

次に、バイオマスの件でございますけれども、各企業との連携というのは、それはもちろんこれから採算ベースに乗るといふことで、具体的に動き出したら、各企業、あるいは地元の商工会議所、経済団体ともいろいろ検討しながら進めていかなければいけないというふうに思ひます。特に雇用対策については重視してまいりたいというふうに考へております。

空き家の計画につきましても、これから具体的にしますので、市役所としても、できたら一つの係等を設けてやっていきたいというふうに考へております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ただいま質問のございましたページ41ページになりますけれども、過疎地域自立促進特別事業の関係についてご答弁させていただきます。

まず、こちら4年間での事業費というのがおおむね30億円、こちらにのっかっている分で約30億円というふうに見込んでおります。それに対しまして、下田市の場合には、毎年3,500万円の4年間ですので、4年間で1億4,000万円が過疎債という形で起債が発行できるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 答弁漏れはございませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ちょっと確認ですけれども、ここの41ページに上げてある事業を展開するのに、4年間で30億円かかる。そのうち過疎債、40億円のうち過疎債を1億2,000万円受けることができる、こういう理解でよろしいのか。その他の補助金とか等々含めたものの検討はあるのかないのか。今、過疎債という起債の点のみのご説明でしたけれども。

それから、市長のご答弁で、これら全体が少子化対策だと、答弁としてはそのとおりにかと思っておりますけれども、やはり計画でありますので、目標を持って、年間300人からの人口が減っていく中で、これをどのようにどういう世代の人たちを増やしていったらいいか、食いとめて、過疎の速度を遅めたり、あるいはとどめたり、あるいは人口を増やしたりということにつなげてまいらなければならないところまで計画をもう少し緻密にする必要はあるのではないかと、こういう指摘をさせていただいたわけです。その点がどうなのか、それを出した後、どういうことが検討されていくことになるのかという点をお尋ねしたつもりですけれども、いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） すみません、説明が不十分で申しわけございません。

こちら41ページでございますのは、先ほどからも説明がありますように、こちらの自立促進計画の事業につきましては、包括的な計画としてつくらせていただいております。こちらのほうにのっていませんと、過疎債の充当はできませんので、全てをすぐというふうなわけではなく、今、市のほうで対象となる事業を全て網羅させていただいているということでご理解いただきたいと思います。全てをやるということではなくて、この中から過疎対策事

業債を発行して、できるものをこれから取捨選択、先ほど議員おっしゃるように、緻密にできるかどうかは別なんですけれども、事業を選択していきながら、毎年度推進していくというふうな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 大川さんのほうからご指摘いただきました、貧乏な西本郷区長も兼ねておりますので、集会所について、ちょっとマイクのほうが、質問させていただきたいと思うんですが、集会所の建設は、下田市の場合、公民館の廃止と……。

○議長（竹内清二君） すみません、議事録の関係もありますので、マイクのほうをお願いいたします。

○9番（伊藤英雄君） 集会所の建設は、下田市の場合、公民館の廃止と、現状の流れの中で言えば、ほぼ一体化しているわけですよ。公民館の歴史的経緯は、大川さんも言いましたように、中もそうですが、西本郷でも、やはり都市計画の中で住民が協力をして建てたものなんです。市が全部何もかも自分でやったわけじゃない。西本郷住民の協力で建てた公民館、それを市の一方的な住民の意向を無視して解体だと、あとは知らんぞと、これはもうやる気もないでしょうけれども、そうあってはならない。

じゃ、公民館の廃止に伴ってどうするんだと。どうこれまでの地域住民の貢献、あるいはコミュニティーをどう守るのか、そういう中で代替施設として集会所を建てたらどうかと、こういう経緯になっているわけです。まず、出発点において、公民館について言えば、住民が自主的に協力して建てたという歴史的経緯。それと、西本郷というところは、非常に人の流れが多く、それから戦後急速に発展して都市化したところなんですね。したがって、コミュニティーの力が非常に弱い。現在、区に入っている加入率は50%ぐらいなんです。半分ぐらいの住民しか区に入っていない。

そして、私が2年前に区長になってから、組合費の負担が大変だから、組合をやめるという方がおられたんです。とめる手はなかったから、やがては組合費を負担しなくていいですよということではできないので、その方はやめられた。

もし、今の負担率でいって、住民に負担してくれと言われたら、中も多分そうだと思うんですが、かなりの住民が組合から抜けると思いますよ。

区には、もう全く金も財産もないと。区が何もなくなって、組合の加入率が20%、30%に

なってコミュニティーは守れるのか。一步間違えれば、市の公民館廃止、集会所建設は、コミュニティーの破壊につながっているんですよ。やはり何にでも前例があって、前例に従えばいいというものではないだろうと。

例えば下田市は第3子に対して補助すると。1番目、最初生まれた子には補助しませんよ。3番目は補助します。これは同じじゃないんですよ。それはやはり子育てをする家庭の事情に応じて差をつけているわけですよ。所得税だって、金持ちと貧乏人は負担は違いますよ。これは負担能力が違うからです。地域の実情、公民館の歴史、こういうものを考慮しないで同じに扱うというのは、やはり公平公正に欠けるんですよ。公平公正というのは、何でもかんでも同じにすればいいというものじゃない。やはり歴史的経緯、実情、こういうものを配慮して施策を打っていかなくちゃならない。

したがって、今後どんなふうになっていくかわからないんですが、ぜひ集会所の建設については、その補助率の見直し、つまり公民館廃止に伴うコミュニティーの存続、これらを考慮していただきたい、こんなふうに思っているんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） よく理解できました。ここでは、だから、補助率の関係につきましてはお約束できませんので、総合的に検討しなきゃいけないかもしれません。そういうふうにご考えておりますので、例えば1つは、1点目は、もう減価償却という考え方があるんじゃないかと。今まで何十年間で使っていただいて、減価償却したんじゃないかというふうな考え方もあると思いますので、そういうところも加味しながら検討していきたいというふうに思っております。また、皆様からも、また地域の人からもご意見をいただきながら進めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（竹内清二君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたしたいと思ひます。

午前10時58分休憩

---

午前11時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 自立促進計画、17ページですね、キの企業の誘致のところ、上から



4行目、「従来想定していた大規模な事業所や工場を誘致することは困難である。このため、従来から施策の必要性は各計画に掲載されてきたが、具体的な企業誘致の検討や実践は進められないまま、現在に至っている。」とございますが、株式会社エスツーというジャスダック上場の子会社のエスプールのエンジニアリングというところに、この前、6月1日にも、私と増田議員と伺いまして、具体的なお話をさせていただきまして、その後、報告もさせていただいております。ちょっとこれはおかしいんじゃないかと、この表現は、下品に言うと、ちょっとなめた書き方をしているなというのが私の正直なところです。

その後、何もアクションもないんじゃないのかな。市長も具体的になりましたらと先ほども答弁されていましたが、これ一番具体的になっていますよね。何より、恐らくこの施策の中で。それで、何でもっと具体的に突っ込んでもらえないのかということをお聞きしたいんです。現状の進捗状況も含めてお願いします。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議員ご指摘のとおり、エスプールの件につきましては、統合政策課のほうで停滞しておりまして、まことに申しわけなかったと思うんですけども、企業誘致に対して、今できる施策をとりあえずまとめて先方に提示できるような体制をとるといってお話で進んでいたわけですけども、それが現状で取りまとめたものを議員のほうにお渡しもしていないような状況でございまして、早急にその辺については対応させていただきたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 私だけじゃなくて、御大の増田議員まで一緒に行っていたわけですよ。それで、沢登議員の答弁のときにも、企業誘致委員会というものを立ち上げるという話、策定されてからということでしたけれども、その前にまずヒアリングが必要じゃないですか。当局で先に策定もそうですけれども、相手があるわけですから、どんなにいい施策をつくったとしても、相手のニーズにこたえなければ、それは単なる紙切れになっちゃいますよね。せっかくそういういい機会があるんですから、もう1回再度ヒアリングして、それに合ったものをこちらで策定する、これ一番具体的になりますよね、ということをお願いします。いかがでしょうか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 私どものほうでもエスプールのほうには伺って、お話を1度させていただいたわけですけども、またここまで下田市としてはできますよというよ

うなものをまとめた後には、また伺って、さらになのか、それで条件が合致するのか、今おっしゃったように齟齬のある条件提示をしても意味がないということでございますので、そういった形で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。3回目です。

○3番（橋本智洋君） 再三言うように、策定も大事ですけれども、まずヒアリングに行ってください。それが先だと思います。要望で終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 今、橋本議員が企業誘致に対して質問しましたけれども、早い対応ですね、これが一番必要だと思うんです。ですから、この企業誘致を自立促進法に入れるか入れないかは、これはふだんの下田市の事業として行うことは当然ですので、それについてどんどん進めていただきたい。企業に逃げられている下田市ですから、その辺もちゃんと考えてやっていただきたいと思っております。

それから、過疎地域自立促進計画につきまして、皆さん、集会所の議論がありました。これはあくまで過疎地域自立促進特別事業ですね、ソフト事業ですね、ソフト事業の中では、事業費30億円のうち14億円だと、そういう説明がなされました。

それで、その事業ですね、問題の事業費、特別じゃなくて、21ページ、29ページ、32ページかな、大体事業が載っています。それらについての今後4年間の総枠、何十億程度予定しているのか、説明ができればお願いしたいと思います。

それで、過疎地域対策事業の中に、過疎対策事業債における地方創生特別分の取り扱いという文書が、特別分の取り扱い、こういう文書が、これは総務省から出されております。これは言うなれば、過疎事業が、過疎債がかなりオーバーした場合、それについて地方創生特別分として取り扱うよというような意味じゃないかと思うんですけれども、その中に対象事業として、民間雇用の創出や事業振興に資する事業、それについて書いてあるわけです。法人に対する出資、地場産業振興施設、それから工場ですね、賃貸の工場、賃貸事務所、それから観光・レクリエーション施設、それから農林漁業経営近代化施設、商店街振興施設、それから民間雇用につながる高齢者施設や保育所の新規整備、こういう項目があるわけですが、これらについてどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 順不同になるかもしれませんが、ご容赦ください。

まず、今回の過疎対策自立促進計画の中の各事業の4年間の総額の事業費というのは、おむね90億円でございます。そのうち、ソフト分で約30億円、ハード分で60億円というのが現在の総事業費になります。ただ、国庫補助とか、その手前の事業費ということでご理解ください。

先ほど言いましたように、今回の計画の事業につきましては、包括的な計画、こういった場合にでも、過疎債のほうの適用が申請しやすいようにという形で調整してございますので、この4年間といいましても、今年度29年度、もう既に半年が過ぎようとしておりますけれども、実質、予算としては新たに起こすものは、3年間の対象のものになるかと思えます。

続いて、まず過疎債の状況でございます。先ほどご説明のありました地方創生特別分の取り扱いについてでございますけれども、過疎債につきましては、平成29年度、全国で4,500億円というふうな形になっており、過疎債というのは、この地方債の範囲内において同意予定額を定めるものとされております。よって、全国817の市町村がさまざまな手挙げをするわけですが、その中で、例えば静岡県のほうに幾らという形での過疎債の配分の中で、今度は県内での調整というふうになるというふうになっております。

議員ご指摘の分につきましては、金額の加算というよりも、優先順位が上がるというふうな言い方を私のほうは聞いております。ですので、その分が基本的には下田市の過疎債がその分増額になるかもしれませんが、なかなか全国4,500億円の同意額の上限の中での調整というふうになるというふうになっております。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 答弁漏れかもしれませんが、言うなれば、民間にこの事業債を使ってもよろしいですよという項目になっているはずですね。それらについても少し検討したほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 国といろいろ調整をして、予算の額については増減があると思うんですけれども、民間に直接、県から、国からということじゃなく、市を通して、やはり民間に事業をさせるということが非常に重要でございまして、これから具体的な計画をするときも、やはり地域の経済の活性化に寄与するようなものとしていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 私が言っているのは、この事業計画にそれらも入れたほうがいいんじゃないかということなんです。これは文書、総務省から、ネットで見ればわかります、出ています。この項目について、対象事業について、ハード対策事業のうち、ハードですよ、民間雇用の創出、産業に資する事業ですね。法人に対する出資、地場産業振興施設、民間で行うものに対して、この創生分として、特別分として取り扱いますよと、それは市長が言われる、当然これは国からその企業に出るわけではございません。国、県、市を通して出るわけですから、今後、下田市内の活性化、言うなれば、経済対策として、これらについても計画に入れるべきではないか、そういう意味でございしますが、担当課長、どう思いますか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ただいま議員ご指摘の地方創生特別分、要するに優先される、地方債の中でも採択が優先される部分につきましては、今回の計画の中には個々には見ております。それだけの一つにまとめてはしてございませませんが、もしご希望ございましたら、また委員会までに、例えば今回の計画の中で、議員ご指摘の地方創生特別分に当たる分はどれが当たるのかというのは、ちょっとピックアップさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はないものと認めます。これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを課題といたします。

当局からの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

初めに、提案理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨に基づき、電子申請サービスの手続等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化を目指し、申請、届出等の行政手続について、インターネットなどの情報通信技術を利用したオンライン化が国において推進されております。今回の条例制定は、本市におきましても同様のサービスの提供ができるよう、オンライン手続についての共通事項を定めるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願いたいと思います。

第1条、この目的の制定目的を規定したものでして、本条例は、市の機関等のコンピュータと市民のコンピュータをインターネット等で接続したオンラインシステムを利用して、申請等や処分通知等の行政手続等を行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化を図ることを目的としております。

第2条の定義でございます。

この条例で用いる用語の意義を明らかにするもので、第1号では、この条例が及ぶ範囲といたしまして、対象となるのは、市の条例及び規則に基づくものであり、要綱、要領は含まれないこと。

第2号では、対象機関といたしまして、市の執行機関等をお示しいたしました。

第3号以下につきましては、書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等、手続等を明確にいたしました。

18ページをお開きください。

第3条の電子情報処理組織における申請等から、第6条、20ページになりますけれども、電磁的記録による作成等までにつきましては、電子情報処理組織を使用する手続の方法等の必要な共通事項を定めるもので、特に第3条につきましては、現在、書面で行われております各種手続であっても、申請等についてオンライン化を可能とするための規定。

19ページをお開きください。

第4条は、処分通知等のオンライン化を定める規定。

第5条は、縦覧等のオンライン化について定める規定。

20ページをお開きください。

第6条は、作成等のオンライン化について定める規定でございます。

第7条は、手続等のオンライン化の推進を図るために、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについて市の努力義務を定めるもの。

21ページをお開きください。

8条は、オンライン化された手続等の利用状況を公表することについて定めるもの。

第9条は、この条例の施行に関し特別な事項を別に定めることを定めるものでございます。

附則でございますが、第1号で、この条例の施行日を定めておりまして、公布の日から施行するというもの。第2号で、下田市行政手続条例の行政処分に関する理由の提示方式についても、電子申請及び処分通知等で行ったケースも適用されるよう附則により同条例を改正するものでございます。

今回のこの条例制定は、本市の約40の条例及び80の規則に記載の約400の各種申請受け付けが対象となるものです。マイナンバーを活用したマイナポータルからの申請のみならず、一般の電子申請サービスの導入も図れるよう整備をするものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

一例といたしまして、マイナンバーを活用したマイナポータル利用全体イメージ図を掲載しております。マイナポータルとは、国の整備するマイナンバーカードを利用したインターネットの個人専用確認サイトで、このマイナポータルを利用することで、情報提供ネットワークシステムから自身の個人情報がいつどの機関に何の目的で提供されたかの確認や、同システムで提供される自身の個人情報の内容を確認することができます。これにより、平成29年度中、今年度中に開始に向けて国が整備しておりますマイナポータルを利用した子育てワンストップサービスの導入等に本市も対応するもので、具体的にはマイナンバーカードに対応したパソコンやスマートフォンから、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健の分野のうち、15の電子申請を順次開始していくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 前々から何回か提案はしているんですが、ますます情報通信の動きというのがどんどん大きくなっております。

先ほど観光情報発信とかというふうに発信する内容、それといろいろな行政手続の問題、あと庁内の庁内LANというふうなところ、それぞれの分野において、情報通信の役割はどんどん大きくなっております。そういうふうなことで、私は前々から新たに情報通信課というのを独立して設けるべきだというようなことを提案しておりますが、そこら辺の要するに観光の情報とかいろいろな情報、あるいはふるさと納税にかかわる、そういういろいろなさまざまな情報提供、それとこういうふうに行行政手続、申請等々に関するいろいろな手続の問題等々のハードとソフトの面、ハードでいったら、庁内LANとか等々のことは多分ハードの面になってくると思うんですが、そこら辺のところを今、さまざまなホームページ等々は統合政策課でやっていまして、今回は多分、総務課のほうに入ってくると思うんですが、それら辺を一括した課、一括した組織がある程度そういうものに突っ込んだ知識を持った人もそろえておく必要があると思うんですが、そこら辺のことについては当局はどのようにお考えですか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 課の設置についてのご質問だと思いますけれども、現状、その予定はないわけですが、組織機構の見直しの中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹内清二君） ほかにございませんか。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 流れがちょっとまだ把握できていないんですけれども、最初、パソコンのほうでネットでやりとりして、仮に住民票等を画面で見られる、出力等というのはどうなるのでしょうか。書面で見られるのはいいんですけれども、出力もしなきゃ現実的にいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか、教えてください。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） こちらの資料ではなかなかわかりにくいかもしれませんが、イメージとしては、各種申請手続が、例えばインターネットのホームページなんかでヤフーとか楽天とかのいろいろな注文サイトがありますよね。あれと同じような形で入力をして、各種申請ができるというふうな形が進められています。それがマイナンバーを活用した申請もありますし、逆に他市などでもあるんですけれども、マイナンバーを必要としない各種申請も、今回、市のほうでは条例をつくることによりまして、そういう電子申請と呼ばれるものなんですけれども、こういうものをこれから進めていけるような条例ということ

で、これが通則的な条例ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 今後、その都度具体的にになっていくという解釈でよろしいですか。やはり末端の部分、出力とかという現実的な部分というのがあると思うんですね、書類に関して。また、それは具体的に次第教えていただくということで、はい、わかりました。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） ちょっと簡単に説明をいただきたいんですけども、私が電子申請をしているのは、確定申告を税務署にしているというのがあって、それはやはりカードをカードリーダーに読ませて、パソコンでやりとりして確定申告をやるわけなんですけれども、それ以外にやったことはないんですけども、今回このように条例制定というのは、主に個人カード、私もつくって持っているんですけども、それを使ってやはり読み込ませて、市の窓口とパソコンでやりとりをするというのが基本だと思うんですけども、これ以外にも、今、総務課長説明がありましたけれども、そこまでしなくても、今でもある程度の申請書をホームページからダウンロードして、それをワードだとかエクセルで書類をつくって、それで窓口を持って行って申請はやっているわけなんですけれども、判子を別に押してですよ。マイナンバーを使わないで申告もできる、簡素な申告だと思うんですけども、そういうのもパソコン上でできるようになりますよと。そういうものも全部含めて、下田市の400程度の申請が、電子申請と言ったらいいかどうかかわからないですけども、できますよということで、今回、それに対応した条例を制定しますよという説明でいいのかなのか、ちょっと再度お聞きしたいんですけども。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 各種電子申請というのはこれまでもあるかと、いろいろ国税でもあるかと思うんですけども、法令に基づく事務については、法令に伴ってなっているわけなんです。

市町が独自でやろうという場合には、こういうふうに条例をつくって、条例も努力義務なんですけれども、整理しなさいというのがまず基本的な考え方です。

大きくは、今、電子申請というのは2つございまして、議員おっしゃるように、マイナンバーを活用した電子申請ですね、国のほうがマイナポータルという形で進めております。特に子育て関係を中心に、これからスマートフォン、特にSNSとか、ラインなんかも使って



やるようなんですけれども、こういうふうに進めているわけなんです。

それ以外に、マイナンバーカードを使わないで、電子申請も、他市町のほうでは、今盛んに行われております。市のほうでも、今回この電子申請の条例整備をすることによりまして、そういうものも進めていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 結構です。わかりました。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 僕は余りパソコン関係詳しくないので、ちょっと確認したいんですけども、本人確認の必要な書面等ありますよね。マイナンバーを使わないで、本人確認はどんなふうな方法でやられるんですか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 本人確認というのは、例えば申請をするときに住民票をつけたり、保険証をつけたりという、そういう意味合いでよろしいでしょうかね。

〔「あるいは免許証とか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（井上 均君） まず、市のほうの窓口に来たときには、そういうものの提示が必要なんですけれども、マイナンバーカードをつくる時点で、その辺はした形でマイナンバーカードは交付されておりますので、それを活用する際には、そのままインターネットに入れるわけではなくて、当然パスワードも設定しますので、そのパスワードは本人しか知らないことということとなっておりますので。なおかつ、先ほど言いましたように、このマイナポータルというのは、例えば自分の情報をどのように使ったのかというのが見られるんですね。ですので、第三者が仮に悪用するような場合があったとしても、そういうものは本人が確認できるというふうな形になっています。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） マイナンバーを使わない場合は。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） マイナンバーカードを使わないような場合については、どちらかというと、簡易な申請になります。例えば、申請の中でも本当に簡易なものがありますよね。給付が求められないものとか、そういう軽微なものについて電子申請のほうが進んでいると

いうふうになっております。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 確認なんですけれども、つまり、マイナンバーを使わないということは、今もあるけれども、本人確認を要しない書類についてという理解でよろしいですか。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） そのとおりで結構です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第47号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを課題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開きください。

下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例を次ページの22ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法第4条の規定に基づき、下田市役所の位置を変更するために必要な条例改正をするものでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の23、24ページをお開きください。

改正の内容でございますが、下田市役所の位置に関する条例第1条、下田市役所の位置を次のように定めるとして、現行、「下田市東本郷一丁目5番18号」としているものを「下田市河内46番地の1」に改めるものでございます。

あわせて、下田市福祉事務所設置条例第1条第2項に、市役所同様、位置を規定しておりますので、「下田市東本郷一丁目5番18号」を「下田市河内46番地の1」に改めるものでございます。

議案件名簿の22ページをお開きください。

附則でございますが、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

第2項、下田市福祉事務所設置条例の一部改正、下田市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正するをいたしまして、ただいまご説明申し上げましたとおり、第1条第2項中「下田市東本郷一丁目5番18号」を「下田市河内46番地の1」に改めるとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 今日いただきました下田市新庁舎建設基本計画の案の46ページでございますが、配置計画における課題と対応方針ということで、建設予定地のアクセスにおける課題ということで、現在、進入可能な入り口は北側のみであるため、出入り口が集中する北側は間口が狭く、大型、中型車両の出入りは、対向車線をふさぐ形となると。通学の送迎や店舗出入り口の面で非常に混雑をするという指摘を自らしているわけでありまして。間口は6メートル程度だと。

したがって、一般質問の中で、国道414号沿いの土地を購入する予定をしているんだと、こういうことでございますが、この図面によりますと、大体4メートル、そして隣地の駐車場、隣地のアパートも、アパートというんでしょうか、その駐車場として現在使われていて、しかも、この地面が3.5メートルほど落差がある、低くなっていると、こういう土地でありますので、審議会の中でも、414に接続するように購入したらどうか、こういう意見も出ているところであろうかと思えます。

市長は、414に接して非常に便のいいところだと、こういうことを説明されているようですが、私は現状からいくと、これは三角地で袋小路だと、決して交通の便がいいところではない。しかも、この土地は、一番深いところだと、岩盤まで26メートルほどあって、地震が来れば、液状化することが想定されているところだと、こういうことで、平成24年、あるいは27年5月の市当局の見解も、現在地か、民有地になりましたけれども、敷根公園か、

このどちらかを選べど。敷根は庁舎としては不適である。この条件は何ら変わっていないと思うわけであります。そういう液状化対策、それは確かに市長が言うように、国、県が定める津波の浸水域から外れているかもしれませんが、台風や大雨が来ますと、ここが水害に遭うという危険性は免れないと思うわけです。そういうところを庁舎の候補地として選定するということは、この21年から始まりました庁舎の経過を見ましても、全く市民の要望や議論してきたことをないがしろにしている、配慮していない、こういうことになると思うわけでありますが、この点はどのように考えて、地主さんと現在どのように414と接するような話になって、幾らぐらいの費用は必要になるというようなところまで話が進んでいるのか、進んでいないのか。やはりこの状態で議案として出すのは、私は条件して不十分じゃないかと。これはもう一度考え直して、土地の購入等々がきっちりした時点で議会に出し直すと、こういうことが今必要ではないかと思うわけですが、そこら辺の検討はどうかという点が2点目でございます。

それから、3点目は、建設費に22億円ですか。それで、土地造成費、土地購入費含めて約30億円以内でつくりたいんだと。起債を起こして、緊急防災、減災対策債、7億8,000万円の返済をすれば済むことになるので、20年返済で3年据え置きで17年だと、4億6,000万円ずつ払うことは十分できるんだと、こういう財政計画をお示しになっているわけでありますが、熱海につきましても、南伊豆、河津町につきましても、近年、庁舎を新築しているわけでありますが、鉄骨で、熱海は16億円余、南伊豆は8億円余り、河津町は6億円、こういう金額で、鉄骨でつくられている、こういう実態ではないかと思うわけです。

最大限幾らまでお金が出せるから、その限度内でやるんだということではなくて、やはり機能に合わせて、なるだけ安く済むような形で検討すべきだと私は思うわけです。

市長が出された資料の中では、鉄骨はちょっと棚上げしたいよ。鉄筋コンクリート等々で4階建てのもので計画したいんですよ。3階ですか、3階か4階建てぐらいのもので検討したいんですよ。こういうことになっていようかと思いますが、前回の議論の中でも、やはり防災上、そこが危険ではないかと。楠山市長は、浸水区域外で危険ではない、こう言ったわけですが、イメージ上や富士の淵で浸水域に接しているところであるので、やはり問題だと、こういう結論になったかと思うんです。そういう点で言えば、この河内地区も、やはり私は似たような場所ではないかと。高台ではない。さりとて、市街地に接している場所でもない、こういうことでございますので、そんな見解を持っているところであります。

それから、もう1点、庁舎が防災センターとしての中心的な機能を果たさせる建物である、

こういう見解は当然お持ちであろうと思いますが、その一方で、サンワークの現在、実際、大きな地震や津波がありますと、そこが防災センター的な役割を果たす場所となろうかと思うわけです。その機能は、そのまま置いていくんだ、あるいは拡充していくんだ、こういうお考えのようでございますので、その点はどうなのか。そういうことから言えば、もう少しいろいろな意味で、高台に防災センター的なものが、県が高齢者プラザのところ今建てているわけですので、それらとの連携を深めた整備をして、庁舎については選択する範囲をより一層広げていく、こういうことも考えられるのではないかと思います、なぜ2月時点で、市長は9月議会には出したいということは表明されていたかと思うんですが、当初はそうではなくて、自分の任期中にこの位置を決定できればいい。十分市民の合意を図るといことに力を割きたい、こういう姿勢であったかと思うんですが、この間、それが変わって、僕に言わせれば変わって、32年度中に建物を建設まで進めたい、こういう姿勢に変わってきたのではないかと思うんですが、なぜそのような形になったのか。しかも、この期間というのは、オリンピック・パラリンピックが予定されている時期でありますし、建設物価も上がるということが多くの方が指定している時期であろうと思うわけです。こういうときに、果たして工事着工位置を決めて、常時工事着工していくことがどうなのか、こういう疑問もございしますので、こころ辺の見解についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） まず最初に、私の任期中に場所を決めればよいということを申し上げたということなんですが、それは決定ではなくて、検討しているということでございますので、はっきり任期期間中に場所を決めればよいということは、決定したわけじゃございません。

そして、いろいろな状況の変化がございまして、やはり緊急防災・減災事業債がきく期間中にやはり建てたほうが、下田の経済にとって非常に有利だということで、32年度末までに、いわゆる緊急防災・減災事業債が使える期間中に、やはり建築すべきだというふうに決定したわけでございます。

また、議員の皆様からも、緊急防災・減災事業債が使えるうちに建築すべきだという要望事項も出されまして、そういった面から総合的に勘案して、32年度までにつくるといふふうに決定したわけでございます。

次に、414号線に接していないんじゃないかということなんですけれども、地権者とは、もう確約を得ているようなところまで来ております。

ただ、この条例が通らない限り、文書にして契約を交わすということではできませんので、この条例を通していただけたら、すぐ契約行為に移れるような段階であるというふうに私は認識しております。

あと細部につきましては、課長に答えさせます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、今、市長のほうからもございましたけれども、414号との接続につきましては、鋭意、所有者の方とお話をさせていただいております。今、市長からもありましたとおり、卵が先か、鶏が先かのような話にはなりませんけれども、議決をいただければ、現状、予算もございませんし、契約もできないというような状況がございますので、その辺につきましては、一般質問のときにもご答弁申し上げたとおりでございます。414からなるべく広い形で接続するような形での努力はしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、熱海、南伊豆、河津などの例を引いて、なるべく安くというお話でございますが、こちらにつきましても、プロポーザル方式の設計業者選定の中におきまして、いろいろと安くなるように検討させるような状況でございます。市長が前々から申し上げております30億円というのは上限額でございます。30億円でおさまればいいんだというような姿勢では取り組んでおりませんので、できる限り安くできることを検討して、事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

また、サンワークとの関係でございますが、こちらにつきましても、議員の一般質問にお答えしたのではないかと思うんですけれども、防災拠点というのは1つではだめだよというのが基本的な考え方でございまして、サンワークを使えるんだから、市庁舎は防災拠点にならないところでもいいという話ではなくて、市庁舎が防災拠点として機能が賄えなかったときにサンワークを使うというような、サブ拠点ということでサンワークを位置づけておりますので、現状のこの位置でございますと、もうサンワークが使えなかったら使うじゃなくて、もう必ず防災拠点になるような状況というのがございますので、庁舎はなるべく安全なところへ持って行って、もしものときにはサンワークも使えるというようなやり方で事業を進めていきたい、庁舎の位置を決めていきたいというような考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（竹内清二君） 液状化等の質問について答弁漏れがございます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 液状化の件につきましては、くいというか、支持地盤まで25メートル程度ですので、いずれにいたしましても、支持地盤までくいを入れるような形で事業を実施していくような形になりますので、また詳細な設計の中で対応については検討していきたいと思いますが、まずはここですと、45メートルまでいかなければ支持地盤がないと。そういった状況からいたしましても、対応は可能だということで考えておりますので、それも含めて30億円の事業の中でやっていきたいという形で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「河川」と呼ぶ者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） すみません、あと危ないんじゃないかという話ですかね、場所として。河川改修も済んで、河積も大きくとられていて、河川の稲生沢川の氾濫につきましては、学者によっては、過去災害のあったところについては、再度災害がある可能性があるというお話もございしますが、平成3年災の落合なども経験して、洪水を今のところ起こしていないということで、災害についてはハザードマップをおのおの重ね合わせても、あの位置について危険要因がないということなども考え合わせますと、下田の危険箇所が多い中で、あそこの場所であれば大丈夫だろうということで事業を実施しておりますし、先ほども申し上げましたとおり、万々が一に機能不全を起こしたときでも、今度はサンワークをサブ拠点とするというような体制もとっておりますので、その辺につきましては、この下田の中で探し得る可能なところを探していったという中で現状、提案の位置でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹内清二君） 答弁漏れはございませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 414号線に接していなければ、ちょっと適さない土地であると、この認識は共有できたのかなと、こういうぐあいに思ひます。

そうしますと、今、道路位置指定で4メートルの間口しかない、414号沿いのほうは、こういう状態になっているのかと思ひます。

そして、隣のマンションというんでしょうか、アパートというんでしょうか、その駐車場がそこに4メートルから5メートルぐらいの広さであると。そこを購入してやろうということなのか。あるいは、もう少し全体的に、この414号沿いに沿うような形で交渉されているのか。そうしますと、駐車場も合わせて、どのぐらいの間口にしたらいいというぐあいに考えているのか明らかにしていただきたいと思ひます。やはりその程度のものでは、414に

接しているとは言えないんじゃないかと思うわけです。大型の車が、あるいはバスが出入りできない、こういう土地になってしまうんじゃないか。入れるところは、市道の6メートルのちょうど三角地の袋の口のようなところしかあいていない、こういう土地ではないかと思うわけです。

したがって、全部の病院跡地を含めて購入したらどうかというような意見も、審議会の中では出される、こういう土地であろうと思うわけです。ですから、私の見解は、市長の見解とは、その点で一致はできなくて残念ですけども、非常に庁舎としてふさわしい土地ではない。しかも、そのことは、当局自身が平成21年から27年の5月まで、ふさわしい土地ではないという結論を出し続けてきたところではないかと。資料が全部それをうたっているんじゃないかと。一般質問の中で、資料を皆さんに提示したところであります。その見解がどうしてそこがいいところになってしまうのか、論理の破綻ではないかと私は思うんですけども、その点はどのように、その経緯をご説明なさるのか。

一般質問の中で土屋副市長からご答弁いただきましたけれども、全く実態に合っていないご答弁をいただいたと、こういう印象を持っているわけであります。論理が破綻している答弁だと、こう評価せざるを得ないと思いますが、また同じ答弁を繰り返されるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、プロポーザルでやるから安くなるんだということの答弁をいただきましたけれども、そういう点もあろうかと思いますが、一定の積み上げたこういう土地で、こういう地盤で、したがって、このぐらいの費用がかかる。経済状態が、物価がこのぐらい上がるので、このぐらいの金額になりますよという、当局としても想定がこの資料として市民に市民説明会の中で出されているんだろうと思うんです。それがそういうものであるのかどうか、ないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

恐らく私の見解ですと、こういう経済状況ですと、プロポーザルをしても、なかなか資材や働く人たちの課題もあって高騰するんじゃないか、こういう心配をせざるを得ないんですけども、その点がどうなのか。

それから、一般質問の中でも言われていましたけれども、なぜ鉄筋コンクリートにこだわるのか。近在の市は安くやろうということで、鉄骨でやっているのではないかと。強度の面では、鉄骨も必ずしも弱いわけではないということが言われているのではないかと思うんです。それをはなから鉄骨づくりについてははねのけているということは、土地に絡んで鉄筋コンクリートでやらなきゃならないような事情がそこにあるのかという点を含めてお尋ねをした



いと思います。

○議長（竹内清二君） 質問の途中ですが、これより休憩に入ってよろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（竹内清二君） では、午後1時10分まで休憩に入ります。

午後 0時 3分休憩

---

午後 1時 1分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、過去において不適とされた箇所を状況の変化がないのになぜ選んでいるかというようなお話かと思えますけれども、一般質問の沢登議員のご質問にもお答えしたとおりでございまして、平成24年3月31日に内閣府の有識者会議である南海トラフ巨大地震モデル検討会より、第一次報告として、箇所の明示のないまま下田市における最大津波高は25.3メートルと公表されたわけでございます。この一次報告により、高台以外は浸水を免れないの思いと、東日本大震災による津波の脅威が想起され、海拔10メートル程度の河内地域では、浸水する可能性を想定したというものでございます。

また、対象である河内地域は、その当時、広い範囲で検討していたため、都市計画上の用途において、事務所等の床面積が3,000平方メートルを超えるものは建築できない地域が主でありまして、このような総合評価であったと認識しております。

現状の場所につきましては、用途上、今、計画しているような事務所を建てることも可能な場所でございますので、その当時の判断と現在の状況が違っている。

それから、あと平成25年6月27日に静岡県より、第4次地震被害想定において、河内地域は浸水区域の対象外と公表されていることもございまして、その当時、三角であったものが丸の要件になってきているというような流れでございます。

それから、入り口の件でございますが、現状、分譲地になっている位置指定道路が4メートルほどの幅員でございます。それから、議員からもお話がございました隣のマンションの駐車場のような形で、4メートル程度駐車スペースがございます。そちらと交渉しております。その隣にはまた水路もございまして、そこを床板にするのか、暗渠化するのか、方法は

いろいろあると思いますけれども、利用すると全部で、駐車場は代替地が欲しいというようなお話がございますので、それらも考慮いたしましても11メートル程度の出入り口が確保できるということで交渉させていただいておりますので、その辺については、そういったご理解をいただきたいと思います。

それから、プロポーザルをやっても下がらないんじゃないかというようなことですが、プロポーザルの条件の中に、金額幾ら以下で設計をすることを前提で考えなさいというような要件を示しますので、下がらないというようなことはないというふうに考えております。

それから、なぜ鉄筋コンクリートにこだわるのかというお話でございますが、まず、耐用年数というか、減価償却の基準でいけば、鉄骨づくりは38年、鉄筋コンクリートは47年、これは単に減価償却の基準となる年数でございますが、そこには2割程度の差がございまして、財産としてゼロ円になってしまうまでの年限で2割程度の差があるということも考えれば、同じ金額で鉄骨づくりをつくれれば、それは2割高かったという話にはなるかと思っておりますので、そういったことも考え合わせて、鉄筋コンクリートのほうがいだろうというのは、これは審議会からもご意見が出ておるわけございまして、先ほども申し上げたとおり、プロポーザルで設計業者を選定していく中で、安くていいものであるという形の中で、鉄骨の提案が最もよさそうだというお話になれば、それは鉄骨を排除するという要件ではございませんので、なるべく安い形でやっという努力はしておりますので、そういった形でご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 414号に11メートルぐらい接する状態にしたいんだということはおわかりました。現在の位置指定が4メートル、駐車場が4メートルで8メートル、あと水路部分が3メートルあるのかな、こういう予測をしますけれども、これはやはり河川への水路がこの三角地の脇に通っている、敷地内に通っている、こういう土地であろうかと思っております。

ですから、そういう意味では、25年6月25日に第4次の被害想定を県がして、状況が変わってきているんだ、こういう説明をされましたが、下田市庁舎建築基本構想、これは平成27年5月に出しています。27年5月に出して、この河内地区をどう評価しているか、見解が違いますが、前に一般質問の中で資料も提出しました。読み上げてみたいと思っておりますが、「アクセス性、利便性、中心市街地から離れているが、国道414号線や蓮台寺駅に近接しており、

公共交通は確保できている」まさに土地そのものを想定して、こういうぐあいに言っているんだらうと思うんです。

しかし、実態は今、明らかにしたように、414号には具体的に接していない。だから土地を購入するんだ。こういう段階であるというのが現状だらうと思います。そういう中で、位置の条例を出すというのは、市長、やはり提案が早過ぎるんじゃないかと、私は思います。

それで、災害対策、防災拠点としての安全性、津波が発生した場合、浸水する可能性がある。大規模地震時、液状化被害の可能性もある。こう指摘しているんですよ。この27年5月に、指摘は。

そして、津波対策、これはこの庁舎を想定していますので、庁舎と比較した場合を言っていると思うんですが、別途市街地での津波避難対策が必要だと、河内に持っていった場合には、市街地の避難対策が特別必要だ、この庁舎が避難ビルとして活用できないから、こういう指摘をしているわけです。

そして、経済性については、民有地購入費や場所によって大規模な造成工事が発生する。公有地があるため、それを活用できれば、民有地購入費が抑えられることから、経済性にすぐれている。

これは何を言っているのか。稲生沢中学校は公有地だ。ここが利用できれば経済性にすぐれている、こういう指摘をしているわけです。具体的には。だとすれば、34年に中学校の1校化への統廃合をするんだ、こういう状況から言えば、この稲生沢中学校の用地がどうなるか見きわめた時点で、この庁舎の決定をしてもいいのではないかと、こう思うわけです。

それを何でこの32年までつくるんだ、緊急防災だ、これはもう全く前の楠山市長と同じ論理ではないかと思えます。楠山論理もこの緊急防災を間に合うようにやるんだ、しかし、これは延びたわけです、32年まで。この緊急防災・減災対策債の規定も十分延びる可能性というのはあるんじゃないかと思うわけです。

さて、次に経済波及効果ですが、周辺に対する経済的波及効果は低く、市街地に対する影響を検討する必要がある、こう指摘しているわけです。これは僕が言っているわけじゃないんですよ。当局自身がこういう指摘をしているんですよ。特に、副市長はこの審議会の審議委員の一人でもあった。

そして、用地の取得性については、民地購入のため、用地交渉が必要だ、このとおりじゃないですか、現状。

そして、総合評価は三角になっている。三角の内容は、中心市街地からは離れるが利便性

は確保できる現在地と比べて標高は高くなるものの、津波被害の危険性や液状化の懸念があり、安全性に劣るが、学校跡地等の公有地の活用ができれば、経済性にすぐれた候補地である。これが総合評価です。この総合評価からいえば、それは時期を待って、中学校の統廃合を見て、ここが空き地になれば検討する、こういう姿勢であるべきだと私は思いますが、市長の見解はどうか。

それから、敷根の公園のエントランス部分、中学校や認定こども園ができて、ここも下水道区域として事業を急いでいる。下水道が引かれるような地域になります。ところが、この河内は、ご案内のように現在、下水道計画どうなっていますか。しかも、この土地のわずかに数十メートル下には、河内水源があるんですよ、水道水源が。水道水源のそばに人が集まるような大規模な建物を、しかも市が建てていいのか。こういう疑問が出てこようかと思うわけですけども、こういう見当はされたのか、されていないのか。すぐそばに水源地があるんです。井戸や水源地は、どこの町でも大切に場所なんです。神様が宿る場所だというような想定さえする場所じゃないんですか。私はそういうぐあいに思いますけれども、これの見解はどうなっているのかと、こういうことから言えば、今、出された位置変更の条例は、十分検討して撤回をすべきだと、時期を待つべきだと、そして住民9,577人の方々が議会に陳情しました。本当に市民合意をこの土地が得ているのか、市長の見解は議員多数が、13人のうち10人以上が賛成すれば、それが市民の合意だ、こういう見解のようでありますけれども、そういう側面も確かにあります。ないとは言いません。

しかし、2月15日だったですか、市長が河内にしたいと表明されて、3月の説明会、4月23日の説明会、それぞれ80人、800人も集まる市民文化会館で50人程度しか市民が集まらなかったと、これをどう見るか、市長に全部委ねているから50人しか集まらなかったんだと、いいんだ、反対者がいないからいいんだ、こういう見方をするのか、この問題に50人しか関心を寄せてくださる人がいなかったと、もっともっと説明しなきゃだめな事態だ、こう理解するのか、天と地の違いが出てきますよ。

私は、50人しか集まってくださらなかったというのは、これはやはり市庁舎問題について、十分市民が合意をしていない、そんなことよりもっとほかに問題があるのではないのでしょうか、こういう意思表示をしたと理解をすべきだというぐあいに考えておりますが、その点について、再度質問をしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 一般質問に続きまして、私のほうにご質問がありましたので、お答

えさせていただきます。

まず、前提条件として、沢登議員がおっしゃったその評価表といいますか、この表でございませう。これ27年に出されたというお話なんです、もう一度資料をよくご覧になっていただきたいと思うんですが、この資料というのは、27年5月に下田市新庁舎建設基本構想を説明する経緯の中で、過去にこういう論議がありましたということで、24年のときに出された比較表を載せているんですよ。27年の評価表じゃないんです。

〔発言する者あり〕

○副市長（土屋徳幸君）　そういう経過をたどってきたという説明資料の中で言っているのであって、あなたが言うように、27年にこういう評価をしたということではないんです。まず、それを前提に、指摘させていただきます。

そういう状況をもう一つ、審議会ではありませんので、一般質問のときもご答弁申し上げました。要するに、私的な市民会議という検討機関であって、審議会ではありませんので、答申という形では示しておりませう。提言書ということでお示し、要するに、市民の提言としてご提示をさせていただきます。

そういう状況の中で、先ほど担当の課長のほうから話がございましたとおり、この河内地域についても、半径500メートルぐらいの円の中での状況の中で、河内地区はどうであるかということ判断したときに、今回ご提示申し上げている具体的なそのピンポイントのところではございませう、そのエリアの中でどうであろうかということを検討したときに、それは都市計画法の要するに、計画制限の中の3,000平米以上のものは建てられないとかという地域であるし、そういうことの話の中で、余り河内地域は、当時としては好ましくはないだろうと、また改めて言えば、当時としては中学校の再編も全然俎上に上っていないような状況、水面下にあるような状況でありましたので、将来的な発展性も、その辺では考慮はできないという話で、あくまでも発展性については、公有地の活用ができればという前提でという話でございまして、そういう評価をさせていただきます。

そういう状況の中で、その後、今、担当課長のほうからもご説明申し上げましたけれども、総務省の見解なり、何なりがあって、状況が変化した。

したがって、当時の私どもの提言を当時の石井市長に提出させていただきましたけれども、石井市長は、その提言を受けて、とりあえず近々に総務省の見解が出てくるであろうから、4月以降に決定を、意思表示を先延ばしするという記者会見もやったはずでせう。そういう経過でございませうので、改めてもう一度申し上げますけれども、当時としましては、将来的に

浸水するであろうという状況の中で、できるだけ高台に移転したほうが良いという状況は当然あったわけです。第一義として安全性が第一に求められていたという状況判断の中で、こういう結果が出てきたのは、当然の帰結だろうと、私は思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 河内水源のそばに立ててよいのか検討したのかというお話でございますが、今ご質問があるまで考えもしませんでした。検討はしておりません。

そういう意味からいいますと、河内水源のさらに近くには、現に稲生沢中学がございまして、そちらにつきましても、くいを26メートルほど打って建物を建てているわけですし、そういう検討はちょっとこちらとしては考えなかったということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 先ほどの統合政策課長の答弁、訂正させていただきますと、水源については検討しました。彼が統合政策課長になる前の稲葉課長の時、水源については検討しました。

特に今は使っていないと、余り影響がないということでもございましたので、水源については、何らかの措置もしないで十分だということの結論を得ております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 緊急防災・減災事業債の期間でございますけれども、今、国のほうから出されているものは、緊急防災・減災事業債の期間は、東日本大震災の復興・創生期間である平成32年度までというふうに限られております。

以上でございます。

〔「下水道地域区域外というところに対する質問に回答してません」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） まず、河内水源でございますけれども、国道414号線、立野トンネルの先の橋のたもとに水源が、浅井戸としてあります。約10メートルの深さから水が湧いているわけです。

歴史的に申し上げますと、昭和の20年代後半から使用しております。実際、河内水源の水

を稲生沢配水池という形で配水池に持っていきまして、そこから蓮台寺地区と立野地区等、それと河内の一部、市役所の予定地もその水源で通常は賄われるような格好になりますけれども、大もとの落合浄水場からの配水のほうも当該地区へと持っていきまして、当地区で不足する場合は、そちらの水を回すということは十分可能であります。

それから、全体の使用料が減ってきている状況でありまして、落合の水で十分賄えると、そういう状況でございます。

それから、下水道計画はどうなっているかというような質問でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（鈴木光男君） 下水道のほうですけれども、昨年度、下水道アクションプランといいまして、下水道10年間で一応、概成する計画を策定させていただきました。今、事業計画があって、その面積のところをまだ完成していないわけですけれども、10年の間では、その計画を主にやっていくと、もうちょっと下田地区とか、本郷地区のほうで多少の面積追加あるんですけれども、基本的にはその面積をやっていきます。

河内・蓮台寺地区におきましては、全体計画には入っているわけですけれども、そこまで広げるといことは、大変な費用負担も発生するものですから、一応、アクションプランが終わった後での実施ということを検討することになっております。

よろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 下水道の関係についてですが、防災上のことを考えると、合併処理槽のほうが復旧が早いということで、今のところ下水道を新しい市役所に引くとか、そういうところは考慮しておりません。電気さえ復旧できれば、十分浄化槽として機能できますので、そういった面では災害に強いのが合併処理槽でございます。その方向で今、考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） まず、1点目ですけれども、開発行為の許可が必要になります。事務的にこの今の考え方、今日、明日諮問するという内容見せてもらいましたけれども、これで確実に開発行為の許可がおりるか、おりるという目算があるのか、大丈夫なのかという、そこが1点。これ一番大変なことですので、場所がどうのこうのという前に、これがもうでき

るか、できないかで、確実に位置の話なんかぶっ飛ぶような状態ですので、その辺を確認させてください。

それから、開発行為によっては条件で、この48ページちょっと見ていただけますか。諮問案の48ページの上のほうに、侵入の矢印があるんですけども、破線で表現されているところ、稲梓方面からこの敷地に入るのに破線になっています。これについては、滞留がとれないので破線になっているのか。要は稲梓方面から来る方については、右折できないという、そういうあらわしなのか、その辺を教えてください。

それから、用地の市道からの接道の議員さん方、私、ここの排水路やっけてまして、皆さん、全部知っています。どういうお考えかも知っています。もうこれから事務方の方は、大変な作業になると思います。それはもう十分承知しておりますので、その辺の見込み、先ほどから確約がなければという話あるんですが、ある程度確約ぐあいを再度お聞きしたいんです。なぜかという、その開発行為が許可がおりないものをああだ、こうだという議論自体がおかしな話なので、その辺の開発行為の許可の可能性もほぼ100%でなければ、本来こういうものは提案されてこないと思いますので、あわせて2点、すみません、ちょっと教えてください。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、開発行為のほうの件ですけども、建築基準法の県条例で、この規模になりますと10メートルの出入り口が必要になると、2方向になる場合では、5プラス5なのか、10メートル以上とっていながら、5プラス4でもよかったりするとかというような、ちょっときちんと計算しないとわからないんですけども、ハンディの前側がおよそ6メートルありまして、それで、今の位置指定道路の分が4メートルありますので、広げなくても、この場所で事業することはできるというふうな認識であります。

ただ、大川議員の一般質問等でもございましたように、国道414については、なるべく広くということで、先ほども沢登議員のご質問にお答えしたとおり、11メートル程度になるように努力をしているという状況でございます。

それから、右折の破線でございますが、こちらにつきましては、公安委員会等とのまだきちんとしたお話をしていない、滞留長が確かにとれない可能性がある。そういったことがありますので、右折レーンを設ける、設けない、もしくは設けなくていいよというお話になったとしても、右折をしていいという話になるかどうかというようなことがございますので、破線表示になってございます。こちらについては、順次詰めていきたいと思っております。



稲梓方面から来た場合には、信号機のところで右折レーンございますので、そこを右折してハンディの前から最悪入るといような右折が不可ですよという話になれば、そういった形になるとは思いますが、そういうことがないように努力はしていきたいということで考えております。

それから、あと確約ぐあいというお話ですけれども、交渉の内容ですので、なかなかこういった場で答弁しづらいわけですが、少なくとも滝内議員もご存じのとおり、境界画定すらなかなか難しい場面があったと思うんですけれども、境界画定は全て終了しております。そういったことで、確約ぐあいをおわかりいただければと思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 開発行為については、まず100%近く大丈夫だということだと理解してよろしいか確認します。

それから、ハンディのところの交差点の右折の滞留長は、あくまでもハンディの開発行為のときに県から注文がついた件です。今回、市役所が最悪滞留長とれないから、交差点から入っていただくよという話になっても、滞留をもっと稲梓側にとって、要するに国道の改良がまた必要になってきますので、その辺も十分ここに、もしやるとすれば考えてもらいたいと思います。

ついては、そういうことで予想もしない事業費がまた出てくるおそれがありますので、上限30億だなんて、そういうことは言わない。ほぼ30億だという認識を持ってやってもらいたいと思います。

1点だけ、開発行為、大丈夫です、それだけ教えてください。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 大丈夫です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 先ほど沢登議員のほうから、市民合意というお話もありましたけれども、21年ぐらいから庁舎建設というのはずっと議論になっていまして、盛んにその市民合意、市民合意というお話が出てきますけれども、私は、市民合意というのは、市長もちょっと述べられたように、最終的には議会というふうに思っています。

市民合意ということで、本当にやるのであれば、沢登議員の言われている住民投票とか、

そういうものでやらないと明らかなものにはなかなかならない。そういう面では、市民合意というよりも、市民に対する説明責任、そういう面からしまして、先ほど沢登議員もそうですし、一般質問で滝内議員のほうからもありましたけれども、2回の説明会で50人と100人でしたか、80人でしたか、パブリックコメントはゼロ、これをどういうふうに分析したかわかりませんが、少なくとも市民に対する説明責任は十分ではないんじゃないかと私は思っております。

そういう面では、市長はそれなりに一般質問でお話されましたので、副市長、その辺をどのようにお考えになっているのか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

スピード感を持ってやりたいということを盛んに言っていて、緊急防災・減災事業債を使うにはスピード感を持つわけですけれども、幾らスピード感を持つにしても、その説明責任なり、今回、その基本計画出ていますけれども、今までの要するに内容につきましては、かなり手順が不十分だったというふうに思います。

それは何かといいますと、もちろんそのスピード感を持つためには、いろいろはしょるところもあろうかと思いますが、少なくとも要するに、基本計画というものがあって、審議会の答申を得るわけです。これ何か明日審議会があるということで、基本計画が出ていますけれども、本来は基本計画の中に当局が市民のお話を聞いたり、いろいろな段階のお話を聞いたりして、もちろん自分たちのこれからの将来性も考えて、基本計画というのをつくるわけですね。その内容を審議会に答申されるというのは、これは本来の話です。

そういうところからすると、その事業に持っていく段取りもなかなかちょっと難しい経過をたどっているなというふうに思いますけれども、特に庁舎というのは、市民全員が使う建物です。例えば図書館だったり、何だりという、もちろん図書館も全員使うといえば全員使うんでしょうけれども、市役所とは比べ物にならないほど市民が使うという建物だとすれば、やはり市民が若干無関心なのかどうかはわかりませんが、きちんとした市民への説明というものについて、どのようにお考えになっているかというところについてお尋ねします。副市長、よろしくお願いします。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 確におっしゃるとおり、まず前提となりますのは、先ほどの話ではございましたけれども、市民合意というよりも、当局の立場としては、市民に対する説明責任がまず重要であろうということだったと思います。その辺につきましては、私どもも当然一致するところでありまして、当然市民の皆様方に、十分にこの庁舎の建設についての計

画を理解していただく、それに対しての説明は、当然必要であるというふうには考えております。そのように対応してきたつもりでおります。

確かに過去において、何回かの市民説明会をやったのに対比して、今回、計画を上げさせていただく前提としての市民全員に対する説明会というのは、2回しか実質的には行いませんでした。それについては、るる一般質問や過去の経過のご説明にもありましたとおり、第1回目の開催のときに80人ぐらいでしたですか、第2回目は50人弱ぐらいの賛同しか得られませんでした。

第1回目のときに、いろいろとパネルディスカッションもやり、説明会をやらせていただいたのでございますけれども、特段大きな反対意見もなかったということの中で、それは通常の平日の夜間にやらせていただいたんです。80名程度というと、いかにも少ないんじゃないかということで、本来であれば、もうこの1回で十分、意見はそれまでの経過からして、過去、いわゆる10年近くこの庁舎問題について、市内でいろいろな議論をされてきたと、議会でもされてきたという経過の中では、もう十分にご意見も出尽くしたのではないかと、市民の意見もあったのではないかというような判断もあったのですが、とりあえずそうはいつでも、もう1回ぐらいはやったほうがいいんじゃないかという経緯の中で、今度は日を改めまして、いわゆる休祭日の確か土曜日だと思いますが、日中に、今度は皆さんが参加しやすいような時間帯はどうだろうかということで、時間も調整しながら2回目を開催したわけでございます。

そういう状況の中で、おいでいただいた方々は、ほとんど一般市民の方が見えられないという状況の中で、それで、もうそういう状況を把握した中では、過去においてのいわゆるそのパブリックコメント等も実施しておりますし、十分にその辺は対応して、ご説明した上で、市民の方々に納得していただいたのであろうという結果的な評価をさせていただいたわけでございます。

それから、通常であれば、当局側のほうで基本計画を作成して、審議会にかけるなり何なりというプロセスを踏むのが普通であろうというようなお話もございました。あくまでもこれは基本的な計画については、審議会の中でとりあえず審議していただいて、方向性を見出した中で、今後はこの実施計画についての対応を市民の皆様の意見を抱き込みながら対応していきたいというふうな方向性を考えたわけでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 1番 進士為雄君。

○1番（進士為雄君） 副市長のお話でいきますと、今まで議論がなされたと、そういう面では、十分その辺のところは浸透しているんじゃないかというお話だったように思いますけれども、確かに今までの21年のときから25年以降は、活発的に議会でも議論していますけれども、これはもちろん、位置の場所が決まって、今回、場所が違うわけですね。当然その議論もなされたというのは、例えば利便性はどんなものなのか、例えば安全性はどんなものなのか、発展性、そういうものはどういふものか、そういう議論は、もう大体議論を尽くされているんですね。そういう面では、そのものについては結構だ、確かにそうだ、ただ、位置が変わることによって、いろいろ不利益というか、不便になる方とか、いろいろそういうふうを感じる方が多かったんです。例えば、今のところから何キロですか、2キロから3キロ離れたところになれば、そうすると、例えば朝日地区から白浜地区までほぼ海岸線、人口のどれぐらいですか、7割近くあるんですか、6割か7割、その方たちは少なくとも市役所に来るのにはより遠くになるわけです。

そういう面からしたときに、果たしてその要するに80人と50人、来ないのが悪いと言われるつもりはないとは思いますが、そのようなところ、要するに逆に言えば不利益というか、そういうところに対してのきちんとした説明責任、その辺はやらなきゃならないんじゃないかというふうに私は思っているんです。

そういう面からすれば、要するに議論は議会とかいろいろなその辺の要するに選定基準のものに対しての議論はある程度できている。しかし、それに対してとは違うものについては、新しくなったところについての要するに説明は、ほとんどされていないんじゃないかと、そうふうに思うんです。そういう面では、逆に言うと、急ぐ余りその辺のところは抜けているのかな。しかもそれが市長さんが4月何日でしたね、それ以降、9月にかけてやる機会は幾らでもあったわけです。その辺のところを全くやっていないと。

過去には、黒田さんが施設整備室長ときは、庁舎だよりだとか、いろいろ懸命にPRをやってきたかと思うんです。その辺についても全く今回はないということについて、かなり私は不満を持っているわけですが、その点について、どのように思いますか。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 確かにいわゆる従来市内の中で、市民の中で議論の中心になってきたのは位置の部分で、それが安全性なり、ある程度の経済性的とか、将来性、発展性とか、そういった論点で来たのは事実であります。過去における論点の中でのやりとりは十分にしてきたつもりですが、確かに今、議員がおっしゃるとおり、利用者の立場に立った、いわ

ゆる位置が変わったことによる利便性についてはどうなのかということだと思っんです。

現実に一方では、そうは言いつつも稲生沢の現在計画しているところを想定いたしますと、稲梓地区の方とか、稲生沢地区の方は非常に便利になるわけです。逆に言うと、例えばの話が白浜とか、浜崎、朝日の方々については、ちょっと遠くなるということがあろうかと思っます。

じゃ、どこがいいかという部分については、それは一長一短がございますし、特段こちらがいいと言えぱこちらが立たずというところもありますので、何とも言いようがないわけですけれども、それが、じゃ、全て何を基軸にして判断するのか。例えばの話が居住人口によって判断するのか、人口が多いから、こっちの近いほうがいいというふうに判断なるのかということが当然あるとは思っますけれども、一概にそれだけでは判断つけられない、先ほど言っようないろいろな要するに安全性とか、何とかという部分を含めた上で、トータルの中で検討すべき問題だと思っますので、どこがいいかということは、なかなか言い切れなところがある。

逆に言うと、先ほど言っように、近くになって便利になる人もいるし、逆に言うと、今回変わることで不便を感じる人もいらっしやるとは思っますけれども、トータルで問題を考えていきたいと、そういうふうに考えておっります。

○議長（竹内清二君） 1番 進士為雄君、3回目です。

○1番（進士為雄君） 今、言われた海岸線は不便になるけれども、稲生沢、稲梓地区は便利になる。要するに私が言ったいのは、不便になるところに十分な説明をしないと不満が残るわけです。要は私が言ったいのは、説明責任が基本的にはなされてないんじゃないか。要するに市民への説明責任なしで位置を決めていくのは、随分乱暴な話だなというふうに思っているんです。

やはり、その辺のところについて、要するに今言う安全性とか、利便性とか、経済性だとか、発展性という中で、安全性という面は、これは相当の満足感を持たないとできないです。ただ、利便性というのは、要するに不便になったところには、何らかの補完的なものを足せば一定の問題は解決できるわけです。

今言う、例えばよく前の議論の中にありましたけれども、庁舎がまちなかから離れると、まちなかが要するに今でも衰退しているのに拍車がかかるんじゃないかという心配の中での議論もありましたよね。そういうものについては、まちなかにどういう施策で、まちなかを活性化するかという補完な事業をやればよろしいわけです。いわゆるそういう補完的にでき

るものというのは、やはり安全性から比べれば間違いなく何らかの施策ができるわけです。

そういうことというのは、実はそこに住んでいる方と膝を交えて、説明責任の中でやっていくということが大事だと、生の声を聞くということ。それがほとんど聞かれていないというのは、ちょっと遺憾じゃないかというふうに思う。

もちろん、今後またいろいろな委員会の中で私もいるんですから、そちらのほうで議論しますけれども、そこでまたもっと細かな話をしますけれども、いわゆるその説明責任を十分されたか、されていないという、要するに市長は滝内議員のときにも発言があったので、副市長のほうにあえて言うておきます。その辺のトップの方が責任説明というものに対して、十分にされているという認識でいいのかどうか、その1点だけ最後に。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） 説明責任の点を強く指摘されてございますけれども、ある意味でいえば、膝を交えてという形の中でいえば、今後も予定されておりますけれども、既に市長と語る会において、各地区ごとに膝を交えてお話をさせていただいた経緯がございますし、そういったことで十分に説明をさせていただいたと……。

〔「今後」と呼ぶ者あり〕

○副市長（土屋徳幸君） いやいや、もう既に去年までやってきたわけです。これからまた10月から再度地域に入る、市長と語る会が予定されております。そういう形での膝を交えた説明会を実施しているつもりでおります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） それでは、基本的なことについてちょっとお伺いしたいと思います。

滝内議員が、さきの一般質問で、この位置の変更について、何で審議会で審議していただかないのかという質問がありました。そのときに答弁がちょっとどういう答弁だったか、私も忘れましたがけれども、本人に聞いてみますと、私もちょっとあの答弁わからなかったという話があったんですけれども、何でその審議会で位置を審議されなかったのか。

それと、やっぱりこれ自治法でいいますと一番これ重要な事項だと思うんですよ。第4条に、住民の利用に最も便利であるように、適当な考慮を払わなければならないとあるわけです。そしてまた、住民の利用に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮すべきことが定められているんです。いうならば、努力義務があるんです。そういうことについて、どうお考えなのかお伺いをしたい。

これについては、下田旧町内には、銀行があります。銀行、郵便局、その他のそれらの施設の高台への移転というのは、まだ聞いていませんけれども、農協もまだ、まだというより農協は現在地へと新築をすると、そういうようなことを伺っています。そういう面で、やっぱり中心地に近いところに市庁舎を持つてくるというのが、僕は基本ではないかなと思いますので、お伺いいたします。

それに、やっぱりこういう市庁舎とかの移転については、ある程度民間の調査機関に依頼して、その影響はどうか、第三者的にやはりそれらについて調査していただくことが大事だと思うんです。市内には、人口のシンクタンクを持った銀行もあります。それらに依頼すれば中立的な立場で、どんな影響が出るのか、例えば市内経済の影響、あと一番大事な固定資産、いうなれば土地の評価がどうなるのか、これも一番重要な部類に入ると思うんですよ。そういうこともやっぱりある程度影響を調査して、その調査の結果、現在の予定している市庁舎にしましたよと、予定地にしましたよというならまだしも、やっぱりそういうことも大事であるので、何で調査をしなかったのか、その理由を教えてください。

それから、利便性の問題、今、進士為雄議員が言いました。利便性、利便性と言います。利便性というのは、駅があればいいのか、それだけではないと思うんです。やはり人口、これからの人口の調査、人口の将来ビジョンを見ますと、稲生沢地域が一番減少率が激しいわけですね、多い。その次が市内ですね、そして浜崎、そういうふうなこの下田市将来人口ビジョンを見ますと、そういうデータがあります。

そういう意味では、やはりその位置というのが一番重要になってくると思うんですけれども、やはりそういうことも大事だと思うんですよ、ベースで。じゃ、今、バスで行ったら、庁舎ができる予定地の近くまでのバス代幾らかかるんですか。後ろのほうで笑っている方がいますけれども、75歳以上は、これからはなかなか自動車の免許が厳しい時代になります。そういう面で、やっぱりその利便性は、そういう施設があるからいいよというんじゃなくて、やはりできたらあれだけ東方面行くんですから、そういうこともやっぱり利便性になると思うんですよね。それらについて、料金わからなければわからないでもいいですけども、この程度の負担になりますよという程度のことは、市民にやっぱりお知らせするべきではないかと思います。とりあえず、それらについてお答えいただければありがたいです。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 地方自治法第4条の関係でございますけれども、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければな

らない。前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない」4条にこういうふうに明確に書かれております。

住民の利用に最も便利であるようにということでございました。これは地方自治法というのは、昭和22年にできたものでございます。当時はヒューマンスケールで考えております。人間の歩く距離で考えておりました、今の言う最も住民に便利であるということと、ちょっと基準が変わったというふうに思うんですよ。今は、もう車社会で、この移動も簡単にできるというふうな時代でございまして、そういった面では、便利性というものの基準が当時と変わってきているんじゃないかというふうに考えます。特に、アクセスのこれは問題だと思うんですけれども、まず、この河内地区というのは、ご存じのように蓮台寺駅があって、蓮台寺駅からその500メートル以内で行けるんですね。また、東海バスも、これ松崎線、頻繁に出ておまして、アクセス面においては非常に、それはちょっと移動したことによって2キロぐらいの時間はかかるかもしれませんが、アクセス面については、非常に便利だというふうに考えております。

ほかの官公署との関係等についてでございます。これもヒューマンスケールで考えましたら、そのような近くで、今の基準と違うというふうに思うんですけれども、今では車社会、あるいは公共交通機関が発達していますので、これについてもこの地方自治法ができた時代と基準が変わってきているんじゃないかというふうに思います。

そして、住民の利用に最も便利でというところは、やはり有事のことも考えなきゃいけないと思うんです。有事のことを考えるには、やはり市役所が残っておかなきゃ。災害に当たって、過去、罹災証明書とか、市役所が罹災して、住民の方に罹災証明書とか出すのにかなりの時間がかかったというふうなケースもあります。そういった面では、やはり緊急なときにも十分住民、市民の皆様が便利に使えるようなところというふうなことを考慮しなければいけないというふうに考えております。

また、適当な配慮を払うということは、ほかのところも勘案しながら、こういうその便利なところを考えなさいということが言えると思うんです。いわゆる先ほど申しましたように、安全性、そして経済性、これからの発展性、そういうところも考えて、こういう適当な考慮を払いなさいということだというふうに理解しております。



以上です。

あとは担当に答えてもらいます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 審議会に位置を諮らなかつたというような……。

〔発言する者あり〕

○統合政策課長（黒田幸雄君） 前回の敷根民有地の時もそうですけれども、審議会の基本構想、基本計画につきましては、その位置でやるときの建物の内容等についてアクセスだとか、そういったことについて諮問させていただいております。ただ、位置のことを絶対に話してはいけないなんていう話をしていただいているわけではございませんので、お願いはしていませんけれども、そういった形でやらせていただいております。

それから、あとすみません、バス代はちょっとわからないんですけれども、伊豆急下田駅から蓮台寺駅までの電車賃につきましては170円、それで高齢者だと確か半額とかというのが伊豆急さんのほうからご協力いただいていると思うんですけれども、そういった形でございます。

あとは影響調査等については、すみません、実施してないというような形でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 先ほど議員が第三者に、民間の機関に調査してもらったらいんじゃないかというふうな問いかけがございましたけれども、実際に渡会さんという人は、都市計画の専門家でございます。そういった面では、第三者の専門家の意見を聞いているというところでございます。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） この自治法第4条の解釈ですけれども、これ勝手に解釈していいんですか。一応これ条例ですから、所管するの、これ総務省ですか、やはり問い合わせして、勝手に解釈していいんですかというぐらいな、やっぱり裏づけが必要だと思うんですよ。まだこれ条例生きているんですから、どっちでもいいよという条例じゃないと思います。歩くか、車か、それはそれで、やはりこの中の文章を考えれば、学校、商工会議所、または農業協同組合の事務所等も考慮すべきであろうと書いてあります。これは昭和32年。

それで、私は反対とか、賛成とか、そう意味じゃありませんよ。今回やっぱりこの庁舎の見直しをされたところが陸前高田市、これは中心部から離れるということで、盛り土して庁

舎をつくろうと、焼津市でもやっぱり浸水区域内に庁舎をそのまま建てかえようと、また、姉妹都市である沼田市も、これは津波は関係ありませんけれども旧町内へと市役所を建てかえようと、そういうことも私の考えでは、若干何かあるのかなど、そういう気がします。

ですから、担当課長にお願いしますけれども、この自治法の解釈、それについての判断は、勝手にしていいのか、それとももっと尊重すべきか、これは所管省に問い合わせをして、委員会に報告できるようにしていただければありがたいと思いますし、また、他市の関係、今言った3市についても、やっぱりどういうふうにそういうふうになったのか、またこれも詳細に聞いていただいて、委員会で審議する際に提出いただければありがたいと思います。

それで、バス代は幾らかわからなかった。これで利便性をよく言えますね。びっくりしましたよ。当然、幾ら、じゃ、どうしよう、たまたま今度はバスで行かなきゃいけない、じゃ、幾らですかと、そのくらいのことは考えなきゃいけないですよ、基本的に。私は答弁なるかと思って言わなかったんです。250円ですね。すると駅から往復500円かかるわけですね。だからそういうことも利便性に十分関連してくると思うんです。

日ごろ、箱物というのはできてからこんなもんじゃなかった、こんなはずじゃなかったというのが、今までの実績です。これはベ이스テージもそうです。ベ이스テージだって、十分採算が合うよとって、まだまだ一般会計から年間1,700万円強ですか、お金を出さなきゃいけない。一般市民は、やっぱりできてみなきゃわからないわけですよ、できてなければ。こんな不便なところにできた、こんな便利なところへできた、そうしますと、やはり窓口は、じゃ、再度、旧町内に近いところへつくるかというふうになれば、今2階にある2階の窓口、そういう話になってくるわけです。そうすると、やっぱり財政的にもある程度これからも厳しくなってくる。

そういうことを考えますと、やはりあらゆる角度から、その影響を調査して、市民にこういう結果でこうなりましたよと、ですから、工事をしても大丈夫ですと、そういうことが私は言えるんじゃないかと思います。

幾ら議員の判断といえども、議員だってバックには市民がおられるわけです。1年半も経てばまた選挙が始まるわけですね。ですから、やっぱりここは慎重に議論し、慎重に、くどいようですけども、その影響を調査して、そしてやはりこの位置決定の変更は、もう少し議論を深めて行くべきではないかなと、そう思いますので、委員会審議では、その辺を十分に検討していただきたいことをお願いして、質問を終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」「答弁要りません」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第47号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時13分休憩

---

午後 2時23分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開きください。

下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次ページの24ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正により、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の25ページをお開きください。

改正概要でございますが、初めに、改正の趣旨でございますが、保育の利用を希望し、保育所等の入所を申請しているが、当面この入所がされない場合、再度の育児休業及び育児短時間勤務が認められるよう所要の改正を行うものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の26、27ページをお開きください。

左が改正前、右が改正後でございます。第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前児童の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども

園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものとさせていただきます。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものとさせていただきます。

第8条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものとさせていただきます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の25ページにお戻りください。

第3条の改正でございますが、育児休業の取得は、原則1人の子に対し、1回でございますが、条例で定める特別な事情がある場合に、当該子に係る再度の育児休業が認められるものとさせていただきます。

第3条の改正につきましては、育児休業の対象となる子が保育所の入所を希望し、申し込みを行っているが、当面保育所等への預かりがされる見込みがない場合を追加し、再度の育児休業ができるようにするものとさせていただきます。

第4条の改正でございますが、育児休業の延長は原則1回でございますが、条例で定める特別な事情がある場合に、再延長が認められるものとさせていただきます。

第4条の改正につきましては、育児休業の対象となる子が、保育所の入所を希望し、申し込みを行っているが、当面保育所等への預かりがされる見込みがない場合を追加し、再延長ができるようにするものとさせていただきます。

8条の改正でございますが、育児短時間勤務が終了して1年以内は、再度の育児短時間勤務の承認はできないものとさせていただきますが、条例で定める特別な事情がある場合に、前回終了時から1年以内であっても、育児短時間勤務が認められるものとさせていただきます。

第8条の改正につきましては、育児短時間勤務の対象となる子が保育所の入所を希望し、申し込みを行っているが、当面保育所等への預かりがされる見込みがない場合を追加し、前回終了時から1年以内であっても、再度の育児短時間勤務ができるようにするものとさせていただきます。

これらにつきましては、下田市においては発生しておりませんが、職員が養育する子が、いわゆる待機児童となった場合における育児休業の回数延長、育児短時間勤務再申請までの期間の特例を定めるものとさせていただきます。

議案件名簿の24ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第48号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案件名簿の25ページをお願いいたします。

下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を別紙26ページから27ページのとおり制定するものでございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び独自の軽減措置の拡充に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきますので、お手数でございますけれども、資料の28ページをお願いいたします。

まず、現行の市の保育料でございますが、昨年の12月定例会でご審議をいただきまして、階層区分の見直しですとか、2号・3号認定におけます保育の標準、短時間の設定等を実施いたしまして、本年4月から以前の保育料に比較いたしまして3.8%程度を減額いたしまして、現在の負担額となっているものでございます。

本改正案につきましては、先ほども申し上げましたが、国基準の改正に基づく軽減措置の拡充を行うとともに、当市独自の軽減措置、これにつきましては、子供が3人以上いる世帯に限りまして所得制限、児童の兄弟の年齢制限を撤廃いたしまして、第2子については、利用者負担額を半額とし、第3子以降の利用者負担額については無料とするものというものを実施するものでございます。負担額の増加についてはございません。

また、条例別表で定めます利用者負担額自体にも変更はございません。別表備考において、軽減措置を規定するものでございます。

それでは、まず、国基準の改正に基づく軽減の拡充でございます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、本年4月1日に施行されました。

概要につきましては、3点が挙げられます。

1点目につきましては、教育認定こども、幼稚園児でございますけれども、利用者負担額の軽減で、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満、これは年収360万円未満相当世帯でございますけれども、そちらの利用者負担額の軽減。

2点目は、多子世帯に係る軽減の拡充で、市民税非課税世帯の第2子、現行は半額でございますが、そちらを無料とするもの。

3点目は、要保護世帯等、要保護世帯等につきましては、ひとり親世帯ですとか、在宅障害児のいる世帯等でございます、に係る軽減の拡充で、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満、年収360万円未満相当のひとり親世帯等について、第1子の保育料を非課税世帯並みに軽減するものでございます。

続きまして、2番でございますが、国基準改正に基づく当市の改正案についてご説明をいたします。

1点目は、教育認定こども、幼稚園児でございますが、利用者負担額の軽減で、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯につきましては、国基準が第1子1万6,100円、第2子が8,050円であったものを第1子1万4,100円、第2子7,050円に改正したものでございます。当市におきましては、当該世帯を含む全階層について第1子が6,100円、第2子が半額の3,050円と既に軽減措置を変更しているため、現行どおりとするものでございます。

2番目の多子世帯に係る軽減措置の拡充でございますが、市町村民税非課税世帯の第2子につきましては、利用者負担を無料とするものでございます。

まず、アの教育認定こども、幼稚園児でございます。国基準におきましては、市町村民税

非課税世帯、所得割の非課税世帯を含みますが、こちらにつきましては、第1子が3,000円、第2子が1,500円であったものを第1子は現行どおりで3,000円、第2子を無料としたものでございます。

当市におきましては、市町村民税非課税世帯、これは第2階層でございますけれども、平成27年度から第1子以降を無料としておりますので、均等割のみ課税世帯、これは第3階層でございますけれども、こちらにつきましては、第1子の3,000円は現行どおり、第2子につきましては、現行半額の1,500円でございますが、政令で定めるとおり無料に改正するものでございます。

29ページをお願いいたします。

イの保育認定こども、2号・3号認定でございます。こちらの表につきましては、第1子、第2子とも上段が3歳未満児、下段が3歳以上児ということでご覧いただきたいと思っております。

国の基準で、市町村民税非課税世帯の第1子につきましては、3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円につきましては、現行どおり、第2子につきましては、3歳未満児4,500円、3歳以上児3,000円をそれぞれ無料としたものでございます。

当市におきましても、市町村民税非課税世帯の第1子、3歳未満児4,500円、3歳以上児3,600円は現行どおり、第2子につきましては、第1子のそれぞれ半額でございました3歳未満児2,250円、3歳以上児1,800円をそれぞれ無料に改正するものでございます。

3番目の要保護世帯、先ほども申し上げましたとおり、ひとり親世帯ですとか、在宅障害児のいる世帯等でございます。こちらの世帯等に係る特例措置の拡充でございます。

まず、アの教育認定こどもにつきましては、国基準においては、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等につきましては、第1子が7,550円、第2子が無料であったものを第2階層の市町村民税非課税世帯並みの第1子が3,000円、第2子は引き続き無料としたものでございます。

当市におきましても、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等につきましては、第2階層の市町村民税非課税世帯並みとするものでございます。現行では、第1子が半額の3,050円、第2子が無料であったものを第1子、第2子とも無料に改正するものでございます。

次に、イの保育認定こどもでございます。こちらの表につきましては、上段が1日11時間保育の標準時間保育、下段の括弧書きは、1日8時間保育の短時間保育の負担額を記載しております。

市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等につきましては、国の基準で第4階層の一部と第3階層につきまして、第1子が3歳未満児の標準時間保育で9,250円から1万5,000円、短時間保育下段の括弧書きでございますけれども、9,150円から1万4,800円、3歳以上児の標準時間保育7,750円から1万3,500円、短時間保育、同様に下段括弧書きでございますけれども、7,650円から1万3,300円をそれぞれ第2階層、市町村民税非課税世帯と同額の3歳未満児については9,000円、3歳以上児については6,000円としたものでございます。

当市の改正案につきましては、第3階層から第8階層の一部、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯につきまして、第2階層市民税非課税世帯と同額の3歳未満児、標準時間、短時間ともに4,500円、3歳以上児については、標準時間、短時間とも3,600円とするものでございます。

条例改正資料37ページをちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、こちらは別表の第2でございます。こちらが保育園児の利用者負担額でございます。こちらの第3階層から39ページの第8階層の一部7万7,101円未満の部分までがこちらの対象となります。

現行では、各階層それぞれ半額の負担となっておりますので、3歳未満児の標準時間保育につきましては、第3階層、現在1万600円でございますが5,300円、また39ページをご覧くださいますと、第8階層が2万4,300円でございますので、1万2,150円になります。

短時間保育につきましては、第3階層が1万400円、こちらの半額5,200円、また39ページをご覧くださいますと、第8階層2万3,800円、1万1,900円までを、こちらの37ページの第2階層でございます。こちらと同額の4,500円とするものでございます。

3歳以上児につきましても、それぞれ同様に、各階層の半額の負担額であったものを第2階層と同額の3,600円とするものでございます。

第2子以降につきましては、国、市ともに現行で無料となっております。

以上が国の基準改正に伴う市の改正案でございます。

申しわけございません。30ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

次に、当市独自の軽減拡充についてご説明をいたします。

現行の国基準によります多子軽減措置につきまして、平成27年度までは、幼稚園児につきましては、兄弟の範囲が小学校3年生まで、保育園児につきましては、小学校就学前の範囲内で、最年長の子供から順に、第1子、第2子とカウントいたしまして、第2子は基準額の半額、第3子は無料とされておりました。



平成28年度からは、幼稚園児につきましては、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯、保育園児につきましては、市町村民税所得割課税額5万7,700円未満、これはどちらとも年収が約360万円未満相当の世帯でございますけれども、多子軽減が適用される世帯の子供の年齢を撤廃してございます。

次に、県内市町における独自の多子軽減の実施状況になります。

こちらにつきましては、本年3月現在の資料でございますけれども、独自の軽減策を実施している市町は35市町中15市町でございます。昨年に比較しまして5市町増加しております。

当市独自の改正案は、冒頭申し上げましたとおり、子供が3人以上いる世帯に限りまして所得制限、児童の兄弟の年齢制限を撤廃し、第2子については、利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額については、無料とするものでございます。

こちらの独自軽減の内容内訳にございますように、他市町の例で申し上げますと、沼津市さん、御殿場市さんと同様の制度となっております。

31ページをお願いいたします。

3番、多子世帯の状況でございます。

まず、アは、世帯における児童の区分でございます。当市における保育所、幼稚園を利用する児童500人のうち、同一世帯におきまして、第1子については218人、第2子については193人、第3子以降は89人となっております。

イにつきましては、世帯における児童の多子軽減の適用の状況でございます。上段は第2子児童の軽減適用状況となっております。同一世帯の中で、実際には第2子でありながら、1号認定の幼稚園児では、兄弟が小学校3年生以上であるため第1子としてカウントされ、軽減が適用されず全額徴収となっている児童が2人ございます。隣の2・3号認定保育園児につきましては、兄弟が小学校1年生以上であるために、実際は第2子でありながら第1子としてカウントされ、軽減が適用されず全額徴収となっている児童が66人となっております。

下の表は、第3子以降の多子軽減の適用状況でございます。

第2子の状況と同様に、実際は第3子でありながら、同様の理由により第2子とカウントされ、半額徴収となっている児童が1号認定、幼稚園で10人、2号・3号認定につきましては8人、第1子としてカウントされ、軽減が適用されず全額徴収となっている児童が幼稚園で8人、保育所で15人、合計41人となっております。

32ページをお願いいたします。

当市独自の改正案でございますが、子供が3人以上いる世帯の経済的負担の軽減及び少子

化対策といたしまして、世帯の所得や兄弟の年齢制限、こちらにつきましては先ほども申し上げましたとおり、幼稚園で小学校3年生以下、保育所で小学校就学前と、こちらを撤廃いたしました。実際の兄弟の順番で、実際の第2子は半額、実際の第3子以降の負担額を無料とするものでございます。

こちらのイメージ図につきましては、子供が3人以上いる世帯の軽減のイメージでございます。上の表が1号認定、幼稚園児、下の表が保育認定2・3号認定のイメージ図となります。水色の欄が現行、黄色の案が改正案でございます。どちらの表もこの黄色の帽子をかぶって、水色の園服を着ている子供が対象児童となります。

まず、上段の幼稚園のイメージ図でご説明いたします。

年収360万円未満相当世帯につきましては、多子軽減が適用される世帯の子供の年齢を撤廃したため、実際の子供の順に第2子、第3子とカウントされるため、それぞれ第2子、第3子、第2子半額、第3子無料となっております。

次に、年収約360万円以上世帯でございます。一番上の欄をご覧いただきたいと思います。

水色の欄、現行では、多子軽減が適用される世帯の子供の年齢の範囲を小学校3年生までとしておりますので、小学校4年生以上の子供は適用の範囲外となっております。実際には第3子であっても第1子としてカウントされ、全額負担となっていたものが、この下の欄の黄色の欄でございます。改正案の年齢制限を撤廃し、実際の子供の数でカウントされるため、第3子として無料になるものです。

次の欄をご覧いただきたいと思います。

第1子は中学生、第2子が小学校4年未満である場合には、現行では実際には第3子であっても、第2子として半額負担となっておりますが、改正案では第3子として無料になるものです。

その下の段につきましては、実際には第2子であっても第1子が小学校4年生以上、対象児童の下に3人目の子供がいる場合におきましても、現行は第1子として全額負担となっておりますが、改正案におきましては、子供が3人以上いるという世帯でございますので、第2子として半額負担となるものでございます。

下のイメージ図、保育認定園児につきましても、1号認定と同様に年収360万円以上相当世帯につきましても多子軽減が適用される世帯の子供の年齢である小学校就学前を撤廃いたしました。世帯における実際の子供の順番でカウントし、保育料を負担していただくものでございます。

33ページをお願いいたします。

改定に伴う影響額でございます。

まず、国基準改正に伴う影響額ですが、軽減見込みについては22人、年額71万4,900円と見込んでおります。内訳は記載のとおりでございます。

次に、市独自の軽減措置による影響です。

まず、第2子で全額負担から半額負担に減額となる者は、子供が3人以上いる世帯の9人ございまして、影響額は年額144万3,000円と見込んでおります。

第3子以降につきましては、第1子として軽減の適用を受けていない幼稚園児8人、保育園児15人が全額負担から無料となるもので、また、第2子としての適用を受けている幼稚園児10人、保育園児8人が半額負担から無料となります。合計41人、影響額は年額721万8,500円と、第2子半額、第3子以降無料合わせて50人、866万1,500円等を見込んでいるものでございます。

また、本改正案につきましては、本年7月31日に、下田市公共料金等審議会に諮問いたしました。8月18日に答申を受けているものでございます。

答申書の写しにつきましては、42ページ、43ページを確認いただきたいと思います。

ちなみに答申書の43ページに、3、審議会の結論の1行上でございますけれども、県費補助金の活用とございます。こちらの財源につきましては、後ほど補正予算案でご審議をいただくものでございますけれども、本年度から静岡県によりまして、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業補助金というものが創設されました。補助金の支援につきましては、地域の特性に応じた効果的な少子化対策に資する事業に取り組む市町を支援し、県民の2人から3人の子供を持ちたいという希望がかなえられる環境づくりの推進を図るというものでございます。基準額については、1市町につき1,000万円を基準額といたしまして、経費の2分の1が交付されるものでございます。

今年度の補助金につきましては、交付決定の日からの補助となります。今回、見込んでおりますのは、10月分から3月分までの6カ月分、そちらの減免額の2分の1約220万円を見込んでいるものでございます。

議案件名簿の27ページにお戻りください。

附則で施行期日を規定してございます。

冒頭申し上げましたとおり、国基準を規定いたしました子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令は、本年4月1日から施行されておりますので、市独自軽減措置も政令の

施行と合わせるため、本条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用とするもの  
でございます。

以上、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の  
一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくご審議をお願いいたしま  
す。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） この改正は、対象が市民税所得割課税額7万7,101円未満、年収にし  
て約360万円未満の世帯の子供と、あるいは要保護の世帯、あるいは非課税世帯等々に限ら  
れたものなのか。それ以上の所得の人たちの軽減とか、増加等々には今回の改正案はかかわ  
っていないというふうに捉えていいのか、まず第1点、そこをお聞きします。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 国の基準の改正の概要でございますけれども、こちらにつ  
きましては、低所得者に対する利用者負担の軽減、それから子供が複数いる多子世帯に対する  
軽減、それからひとり親世帯等の要保護者世帯等に対する軽減措置を国のほうが実施したと  
いうものでございます。

それに加えて、市の独自軽減、こちらについては、年収とかそういったものを撤廃しまし  
て、要は本当の子供の順番、今まで先ほども申し上げましたとおり、幼稚園ですと小学校3  
年生以下から第1子、第2子、第3子とカウントします。保育園については、小学校就学前  
から第1子、第2子、第3子とカウントしておりますので、今度その年齢制限を撤廃しまし  
た。例えば第1子が大学生であっても、第2子が高校生であっても保育園、幼稚園に3番目  
の子が行っていれば無料となる。2番目の子が行っていれば半額となる。そういった制度を  
市の独自の軽減策として創設したいというものです。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） つい最近なんです、ある子供、今、稲生沢保育園に通っている園児  
の親というよりも、おばあさんからちょっと相談を受けたんですが、ちょっと詳しく経緯を  
若干説明します。

その子は、27年7月にこども園に入園したそうです。そのときには1万2,000円の保育料

だったそうです。要するに二親いるんですが、男親と女親合わせても手取りで25万円ちょっとぐらい、年収360万円は超えるのかな、超えないのかなぐらいの収入だったそうです。それで月に1万2,000円の保育料払って、こども園に入れたそうです。

28年9月には、稲生沢保育園のほうに転園したそうなんですが、そのときに保育料が2万2,000円に上がったそうです。ほとんど収入は変わってなかったそうなんですが、それで、それが29年1月頃になったら、3,000円安くなったと、これは何かみんな一律に3,000円安くなったんだよというようなことらしくて、1万8,600円の保育料になったというふうに喜んでおりました。

ところが、29年9月から、これが2万4,800円に上がりますよというふうに通知を受けたと言うんですよ。ほとんど収入は変わっていませんというよりも、その子供の母親が第2子を出産するために失業して、その分だけ収入が減っているんですけども、にもかかわらず1万8,600円の保育料がこの9月からは2万4,800円になりますよというふうな通知を受けたというんですが、これは10月から納入するよというふうに通知を受けたのですが、これはどういうことなのか、むしろ保育料が上がっていると、その子供たち、その子だけじゃなくして、周りでも、うちはもう8,000円ぐらい上がったよとか、あるいは倍になったよというふうな園児の保護者の話もあるそうなので、これせつかく低所得者のほうに安くする、軽減する措置をとっても、ほかの人がこういうふうにぼんと上がって、その人は相談受けたところは、そんなに収入がなくてかつかつでやっているの、そんなに上がると困るというふうなことを言っているんですが、そこら辺の事情については、教育委員会はどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 大変申しわけございません。ちょっと個々の事例について、ここで資料がございませんので、そちらの方の所得が一体幾らになって、幾らの保育料をお支払いになっているのかというところについてはわからないんですが、当然、保育料につきましては、世帯の所得のほうで積算してお願いしているという部分でございますので、こちらやはり条例事項でございます。勝手にその保育料を上げるというようなことはありません。やはり世帯の所得が変わったというようなことのように私としては考えております。

申しわけございません。ちょっと個々の事例について、どの階層からどの階層に行つて保育料がというような事情については、ここでちょっと申し上げることでできませんので、ご理解いただきたいと思いますが、あくまでも世帯の所得ということでご理解いただきたいと思

います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君、3回目です。

○8番（鈴木 敬君） わかりました。個々のことということでですので、また改めてご相談をしたいと思います。

また、ちょっとほかにも2点ほどちょっと保育園に関連する、この条例に直接関係しないんですが、保育園に関連することをちょっとこの場でお聞きしたいと思いますが、すみません、よろしくお願いします。

1点は、保育料は今、教育委員会、あるいは市役所の下の窓口を持っていかなければ納めることができないというふうなことになっておりまして、働いている親にとりましては、納めに行く時間、8時から5時までの間、仕事していたりすると納めにくいと、できたらコンビニ収納か、あるいは銀行引き落としという形でやっていただけないかというふうな要望があるんですが、そこら辺についてどうなのかということが1点と、もう1点は、先ほど第2子を出産するというふうなことを申しましたが、そのときに長男が今、園児として入っているんですが、それが要するに29年4月からは退園してくださいというふうな通知を市から受けたと。要するに第2子を出産して、それに母親が出産しているんだったら、上の子は親が見れるんだから、要するに退園してくれというふうな通知を市から受けたというふうなことを言っているんですよ。それじゃ困るからということで、かけ合って何とか例外規定を探してもらって、何とかできるようにはなったというんですが、これはほとんどそういうふうなことをしない。親は、ああ、そうなのか、しょうがないなと思って、長男、上の子を退園させざるを得ないようなことにもいきかねない。これはむしろ少子化の観点からいったら、物すごい逆行のことじゃないかと思うんですが、そういうふうなことが慣例的に今までもなされているというふうなことについて、当局はどういうふうに思っているのかお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 保育料につきましては、現在、納付書で納めていただくと、金融機関、教育委員会、それから市役所の銀行窓口というような形になってございますので、新年度につきましては、口座振替ができるような手続をやりたいなどは考えております。

また、コンビニ収納につきましても、確かに働いているお母さん方多いので、それを活用できれば非常に便利で有効かなとは考えておりますので、そちらにつきましては、多少手数

料が増えるようなこともございますけれども、ちょっと検討をしていきたいと思いをします。

それから、あと第2子を出産するときに退園してくれというお話、確かにそういうことで今までやっておりましたが、申しわけございません、ちょっといつからか失念いたしましたけれども、これからそういうことがないような形で、退園をお願いするようなことはやっておりませんので、そちらについてはご理解いただきたいと思いをします。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。  
ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 0分休憩

午後 3時10分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（竹内清二君） ここで会議時間を延長いたします。

---

#### ◎議第50号～議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上9件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4

号) から議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)まで一括してご説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を、厳しい財政状況の中、当初予算後の状況の変化により、歳出につきましては、必要となった義務的事業等に限ったものとする定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものであります。

その内容につきましては、歳入では、平成28年度決算に基づく繰越金の増額、普通交付税交付額の確定による増額、特別会計からの繰入金金の精算に伴う増額などの一般財源と過疎対策事業債等の予算計上による増を補正財源のベースとし、歳出では、新庁舎建設に係る実施設計費用、じん芥処理場改修関係、防災・安全対策の推進、社会保障の充実、教育環境の充実、有害鳥獣対策、公共施設等の維持管理、国県負担金の精算など市民サービス向上と財政の安定化を目指し、予算を編成したものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,597万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,714万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

債務負担行為の追加は4件で、1件目の事項は、新庁舎建設設計監理等業務委託料で、期間は平成29年度より平成32年度まで、限度額は、事業予定額1億4,042万6,000円の範囲内で新庁舎建設に係る実施設計及び工事監理を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額2,675万円を超える金額1億1,367万6,000円については平成30年度以降において支払うもの。



2 件目の事項は、可燃ごみ収集業務委託料で、期間は平成29年度より平成31年度まで、限度額は、事業予定額 1 億2,520万円の範囲内で可燃ごみ収集業務委託をする旨の契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額120万円を超える金額 1 億2,400万円については、平成30年度以降において支払うもの。

3 件目の事項は、下田市営じん芥処理場長期包括委託調査及び支援業務委託料で、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額1,000万円の範囲内で下田市営じん芥処理場長期包括委託調査及び支援業務を委託する旨の契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額350万円を超える金額650万円については、平成30年度において支払うもの。

4 件目の事項は、下田市営じん芥処理場集じん器改修工事で、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は、事業予定額 1 億2,000万円の範囲内で下田市営じん芥処理場集じん器改修工事に係る契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額6,000万円を超える金額6,000万円については、平成30年度において支払うものでございます。

1 ページにお戻りいただき、第 3 条、地方債の補正で、地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正 1 追加」による。及び第 2 項、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正 2 変更」によるということで、補正予算書の 9 ページをお開きください。

地方債の追加は 3 件でございます。1 件目、起債の目的、新庁舎建設事業、限度額2,670万円につきましては、新庁舎建設設計監理等業務委託料の財源として緊急防災・減災事業債を発行するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおり、2 件目、起債の目的、過疎対策事業債、限度額 2 億540万円につきましては、本定例会 upper程の下田市過疎地域自立促進計画に掲載されております道路維持事業、鉄道施設総合安全対策事業、焼却施設改修事業、総合福祉会館改修事業、稲梓小学校通路改修事業、小学校屋内運動場改修事業及び小中学校施設トイレ改修事業の財源として過疎対策事業債を発行するもの、3 件目、起債の目的、過疎対策自立促進特別事業債、限度額3,500万円につきましても同様に子ども医療費、不妊治療費助成金の財源として過疎対策自立促進特別事業債を発行するものでございます。

この過疎対策事業債と過疎対策自立促進特別事業債につきましては、下田市過疎地域自立促進計画議決後、10月に募集される地方債第 2 次分におきまして 3 億9,620万円の起債申請をしていく予定でございますが、平成29年度過疎対策事業につきましては、地方債計画の範囲、全国で4,500億円において同意予定額を定められるものと聞いております。

このことから、財源の安全性を考慮し、通常の公共事業や一般単独事業での借り入れ可能

な事業につきましては、一旦従来どおりの予算計上のままとし、地方債第2次分同意後に、過疎対策事業債の振替の補正を予定しております。

続いて、補正予算書の10ページをお開きください。

地方債の変更は4件でございます。1件目、起債の目的、林道寝姿山線整備事業につきましては、交付税措置のない少額借り入れのため、地方債発行を抑制するもの、2件目は、臨時財政対策債で、発行可能額の確定により変更するもの、3件目は、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業で、高馬地区崩土災害が公共災害に認定されなかったため、限度額を5,800万円に変更するもの、4件目は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業で、高馬地区崩土災害を単独災害で対応するため、限度額を150万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げますので、補正予算の概要をご用意ください。

失礼しました。先ほど、10ページの公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業は5,800万と申し上げました。580万円の間違いでした。申しわけございませんでした。

それでは、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、14款2項1目4節県費・ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業補助金412万5,000円の増額は、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業、17款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金500万円の減額は、不妊治療助成金の財源として過疎対策自立促進特別事業債を活用するため、19款4項4目20節雑入11万2,000円の増額は、派遣職員住宅費受入金でございます。

総務課関係、8款1項1目1節地方特例交付金49万9,000円の減額、9款1項1目1節普通交付税7,243万5,000円の増額、13款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金365万9,000円の増額、同2目6節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金（民生費分）120万2,000円の増額、14款3項5目1節県費・権限移譲事務交付金35万6,000円までの増額につきましては、各交付確定によるものでございます。15款2項1目1節不動産売却収入139万4,000円の増額は市有地売却、18款1項1目1節繰越金5億2,234万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、20款1項1目2節総務債2,670万円の増額は、新庁舎建設事業の追加、同2目1節林業債240万円の減額は、林道寝姿山線整備事業の皆減、同5目1節臨時財政対策債4,710万円の減額は、臨時財政対策債の確定、同6目1節現年発生

補助災害復旧事業債30万円の減額は、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業、同2節現年発生単独災害復旧事業債100万円の増額は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

20款1項7目1節過疎対策事業債2億4,040万円の増額は、過疎対策事業債及び過疎対策自立促進特別事業債の追加でございます。

防災安全課関係、13款3項3目1節国庫・消費費委託金3,000円の増額は、自衛官募集事務、14款2項1目3節県費・緊急地震・津波対策等交付金840万6,000円の増額は、同交付金、19款4項3目2節一部事務組合過年度収入1,363万6,000円の増額は、下田地区消防組合負担金精算分、同4目20節雑入100万円の減額は、消防団安全装備品装備等助成金の皆減でございます。

福祉事務所関係、17款2項1目5節ほのぼの福祉基金繰入金1,000万円の減額及び同6節子育て支援基金繰入金300万円の減額は、総合福祉会館改修工事及び中学校トイレ改修の財源として過疎対策事業債を活用し、基金繰り入れを見送るもの、19款4項3目1節民生費過年度収入801万8,000円の増額は、民生費過年度収入及び法外援護精算金でございます。

市民保健課関係、17款1項2目1節国民健康保険事業特別会計繰入金252万円の増額は、国民健康保険事業特別会計繰入金の出産育児一時金精算分、17款1項3目1節介護保険特別会計繰入金3,323万円の増額及び同4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金264万8,000円の増額は、前年度精算による各特別会計繰入金、19款4項3目3節広域連携過年度収入1,976万3,000円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の前年度精算分でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

環境対策課関係、19款4項3目2節一部事務組合過年度収入195万3,000円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金の前年度精算分でございます。

産業振興課関係、14款2項4目2節県費・林業費補助金115万2,000円の増額は、鳥獣被害防止、森林整備地域活動支援、市町森林所有者情報活用推進事業でございます。

建設課関係、13款1項2目1節国庫・土木施設災害復旧費負担金66万7,000円の減額は、平成29年災道路橋梁災害分の確定でございます。

学校教育課関係、11款2項1目2節児童福祉費負担金914万3,000円の減額は、議第49号多子世帯軽減による公立保育所、民間保育所及び認定こども園利用者負担金の減、同3目1節教育費負担金23万4,000円の減額も多子世帯軽減による公立幼稚園利用者負担金の減、13

款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金10万2,000円の増額及び14款1項1目3節県費・児童福祉費負担金5万1,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金、17款2項1目12節学校施設整備基金繰入金2,000万円の減額は、稲梓小学校通路改修事業の財源として過疎対策事業債を活用し、基金繰り入れを見送るもの、19款4項3目1節民生費過年度収入10万2,000円の増額は、民生費過年度収入でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務250万5,000円の減額は、職員人件費でございます。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費802万9,000円の増額は、職員人件費、臨時雇い賃金、退職手当特別負担金、同5目0172広報事業3万7,000円の増額は、普通旅費、同8目0240地域振興事業338万9,000円の増額は、移住促進パンフレット制作業務委託の追加及び庁用備品、地区集会所建築補助金ほか、同0244男女共同参画事業3万7,000円の増額は、普通旅費、同15目0225新庁舎等建設推進事業2,751万8,000円の増額は、新庁舎建設設計監理等業務委託の追加ほか、同5項1目0650統計調査総務事務15万8,000円の減額は、職員人件費でございます。

総務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務927万9,000円の増額は、職員人件費、庁用備品ほか、同4目0141例規関係事務107万2,000円の増額は、例規データベース化業務委託ほか、同7目0142庁舎管理事業50万円の増額は、修繕料、同10目0300財政管理事務185万円の減額は、職員人件費ほか、同13目0350工事検査事務319万2,000円の減額は、職員人件費、同16目0380財政調整基金3億4,000万円の増額は、地方財政法7条の規定により、前年度決算剰余金分から3億4,000万円を財政調整基金へ積み立てるもの、同9項1目0910電算処理総務事業308万5,000円の増額は、マイナンバーカード旧姓併記対応業務委託の追加ほか、11款1項1目7700起債元金償還事務45万円の増額は、平成18年度借入分の利率見直しに伴う長期債元金、同2目7710起債利子償還事務1,662万5,000円の減額は、平成18年度借入分の利子軽減及び平成28年度発行債の利率の確定によるもの、12款1項1目一般会計予備費2億918万5,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務76万3,000円の増額は、職員人件費でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

出納室関係、2款1項10目0320会計管理事務47万1,000円の減額は、職員人件費でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務108万4,000円の増額は、職員人件費、庁用備品、同2目0470市民税課税事務9万9,000円の増額は、庁用備品、同0472市税徴収事務108万3,000円の増額は、市税還付金ほかでございます。

防災安全課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業3万円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金、同0753防犯対策事業2万円の増額は、下田警察署管内暴力追放推進協議会負担金、同8項1目0860防災対策総務事務330万2,000円の増額は、地域防災計画印刷ほか、同0861防災組織育成事業931万8,000円の増額は、災害用備蓄品・備品、災害用避難施設整備事業補助金、同0864防災施設等整備事業1,019万5,000円の増額は、津波避難施設整備測量設計業務委託として折戸避難路、敷根避難路の2件を、また、津波避難施設（春日山遊歩道）整備工事を増額、8款1項8目5810消防団活動推進事業21万2,000円の増額は、職員人件費ほか、同3目5860消防施設等整備事業120万円の増額は、第3分団第2部須原詰所用地購入によるものでございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務85万6,000円の増額は、職員人件費、事務費でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務397万1,000円の増額は、職員人件費、同1002社会福祉法外援護事業22万9,000円の増額は、県費返還金、同2目1040臨時福祉給付金給付事務18万5,000円の増額から同1045年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者）給付事業264万円の増額までは、国庫返還金、同3目1052在宅身体障害者（児）援護事業17万4,000円の増額から同6目1120障害福祉サービス事業440万8,000円の増額は、国庫返還金。

12、13ページをお開きください。

3款2項3目1300総合福祉会館管理運営事業590万円の増額は、総合福祉会館改修工事の増及び施設管理備品の追加、同3項1目1453児童扶養手当支給事業8万9,000円の増額は、国庫返還金、同4項1目1750生活保護総務事務5,760万8,000円の増額は、前年度の扶助費確定による国庫返還金ほか、同1目1752生活保護適正実施推進事業4万6,000円の増額から同2目1761生活困窮者自立支援事業193万7,000円の増額は、国庫返還金でございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務399万3,000円の減額は、職員人件費、3款2項5目1410指定介護予防支援事業9,000円の増額は、庁用備品ほか、同6目1420介護保険施設等対策事業8万9,000円の増額は、県費返還金、同6項1目1850国民年金

事務13万3,000円の減額は、職員人件費、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金307万3,000円の増額、同8項1目1950介護保険会計繰出金348万5,000円の減額、同9項1目1960後期高齢者医療事業1万4,000円の減額及び同1965後期高齢者医療会計繰出金22万6,000円の増額は、各特別会計繰出金ほか、4款1項1目2000保健衛生総務事務453万8,000円の減額は、職員人件費ほか、同3目2040母子保健相談指導事業25万4,000円の増額は、国県返還金でございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務288万9,000円の減額は、職員人件費ほか、同3目2280ごみ収集事務1,189万4,000円の減額は、職員人件費、ごみ持ち込み手数料、可燃ごみ収集業務委託ほか、同4目2300焼却場管理事務1億45万9,000円の増額は、下田市じん芥処理場に係る長期包括委託調査及び支援業務委託、外壁改修工事、焼却炉耐火物改修工事及び集じん器改修工事のほか補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務146万8,000円の増額から同2目3050農業総務事務131万9,000円の減額は、職員人件費ほか。

14、15ページをお開きください。

5款1項4目3200農用施設維持管理事業275万7,000円の増額は、修繕料、農業用施設維持補修用資材ほか、同2項1目3350林業振興事業34万7,000円の増額は、森林情報システム構築業務委託、パソコン購入ほか、同3353有害鳥獣対策事業367万8,000円の増額は、買い上げ金、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金ほか、同4項1目3700水産振興事業20万円の増額は、地びき網実施関係経費、同2目3750漁港管理事業161万2,000円の増額は、修繕料、漁港施設維持補修工事ほか、同4項3目3805下田地区漁港機能保全整備事業15万2,000円の減額から6款1項1目4000商工総務事務268万円の増額は、職員人件費ほかでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務766万5,000円の減額は、職員人件費、同2目4250観光まちづくり推進事業140万円の増額は、総合パンフレット作成委託、同4252広域観光推進事業80万円の増額は、フラワー都市交流連絡協議会負担金の追加、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業60万円の増額は、修繕料でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務195万8,000円の増額は、測量及び登記業務委託、道路台帳補正業務委託ほか、同2項1目4550道路維持事業3,430万円の増額は、修繕料、市道維持補修工事、同2目4570交通安全施設整備事業170万円の増額は、修繕料、交通安全施設設置工事、同3目4605県単道路整備事業負担事務19万5,000円の増額は、県単道路整備事業負担金、同3項1目4800河川維持事業520万円の増額は、修繕料、河川維持補修工事、

同 2 目 4900 排水路維持事業 280 万円の増額は、修繕料、排水路維持補修工事、同 5 項 1 目 5150 都市計画総務事務 371 万 1,000 円の減額は、職員人件費ほか、同 2 目 5180 伊豆縦貫道建設促進事業 63 万 3,000 円の増額は、下田市都市計画原案策定業務委託ほか、同 4 目 5250 都市公園維持管理事業 221 万 5,000 円の増額は、小山田公園時計設置工事の追加及び修繕料、7 款 7 項 1 目 5600 市営住宅維持管理事業 63 万 5,000 円の増額は、修繕料、10 款 2 項 2 目 7359 公共道路橋梁施設災害復旧事業 106 万 1,000 円の減額は、高馬地区崩土災害が公共災害と認定されなかったため、単独災害に予算を組み替えるもの。

16、17 ページをお開きください。

10 款 2 項 4 目 7486 単独道路橋梁施設災害復旧事業 106 万 1,000 円の増額は、高馬地区崩土災害の単独災害への組み替えでございます。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目 1550 公立保育所管理運営事業 474 万 9,000 円の減額は、修繕料、遊具撤去業務委託、保育備品、調理用備品ほか、同 4 目 1600 民間保育所事業 23 万 3,000 円の増額は、国庫返還金、同 5 目 1670 認定こども園管理運営事業 112 万 1,000 円の増額は、職員人件費、同 6 目 1452 放課後児童対策事業 28 万 1,000 円の増額は、国庫返還金、同 8 目 1745 地域子育て支援センター運営事業 29 万 7,000 円の減額は、職員人件費、同 9 目 1749 子ども・子育て支援事業 17 万円の増額は国庫返還金、9 款 1 項 2 目 6010 教育委員会事務総務事務 1,188 万 1,000 円の増額は、職員人件費、事務経費ほか補正内容等の欄に記載のとおり、同 2 項 1 目 6050 小学校管理事業 1,748 万 4,000 円の増額は、小学校 7 校の消耗品費、修繕料、小学校給湯設備設置工事ほか、同 2 目 6090 小学校教育振興事業 234 万 3,000 円の増額も、小学校 7 校の消耗品費、学校図書、教材備品ほか、同 6091 児童援護事業 65 万 7,000 円の増額は、準要保護児童就学援助費、同 3 項 1 目 6150 中学校管理事業 1,269 万円の増額は、中学校 4 校の消耗品費、修繕料、管理用備品ほか、同 2 目 6190 中学校教育振興事業 150 万円の増額も、中学校 4 校の消耗品費、教材備品、同 4 項 1 目 6250 幼稚園管理事業 439 万円の減額は、職員人件費、同 7 項 1 目 6800 学校給食管理運営事業 1,197 万 4,000 円の増額は、平成 30 年度からの学校給食公会計に対応するための管理システム導入委託及びふるさと給食推進事業補助金の追加のほか補正内容等の欄に記載のとおりでございます。

生涯学習課関係、9 款 5 項 1 目 6350 社会教育総務事務 186 万 7,000 円の減額は、職員人件費ほか、同 6 目 6600 図書館管理運営事業 32 万 4,000 円の増額は、光熱水費ほか、同 6 項 2 目 6750 吉佐美運動公園管理運営事業 230 万円の増額は、修繕料、施設管理備品でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 50 号 平成 29 年度下田市一般会計補正予算

(第4号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の79ページをお開きください。

平成29年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の80ページから83ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要18、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は24万9,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、5款1項1目予備費24万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の95ページをお開きください。

平成29年度下田市の下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ872万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の96ページから99ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要20、21ページをお開きください。



歳入でございますが、2款1項1目繰越金142万1,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8100駅前広場総務事務92万5,000円の増額は、修繕料、4款1項1目予備費49万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の111ページをお開きください。

平成29年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,735万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の112ページから115ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要22、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項3目1節国庫・特定健康診査等負担金14万円の増額は、同負担金・過年度分、5款1項1目1節前期高齢者交付金117万8,000円の増額は、同交付金、6款2項2目2節県費・特定健康診査等負担金（過年度分）14万円の増額は、同負担金、9款1項1目2節事務費等繰入金307万3,000円の増額は、一般会計からの事務費等繰入金で人件費分及び事務費分、10款1項1目1節繰越金3億3,075万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務292万2,000円の増額から同2項1目8321国民健康保険徴収事務5万8,000円の減額は、職員人件費、同3項1目8340国民健康保険運営協議会事務20万9,000円の増額は、国民健康保険運営協議会委員報酬ほか、3款1項1目8340後期高齢者支援金2,877万8,000円の減額は、同支援金の確定、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備金3億円の増額は、前年度繰越金を国民健康保険診療報酬支払準備基金に積み立てるもの、11款1項3目8530国民健康保険償還事務2,460万8,000

円の増額は、前年度一般医療・療養給付費超過負担金返還金、同2項1目8560国民健康保険一般会計繰入金252万円の増額は、前年度出産育児一時金繰り出しに係る精算分、12款1項1目予備費3,386万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の133ページをお開きください。

平成29年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,194万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,994万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の134ページから137ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算の概要24、25ページをお開きください。

歳入でございます。

3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分2万5,000円の増額から4款1項2目1節基金・地域支援事業支援交付金・現年度分2万8,000円の増額までは、地域支援事業支援交付金・現年度分の財源、4款1項2目2節基金・地域支援事業支援交付金過年度分57万3,000円の増額は、同交付金、5款2項1目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分1万2,000円の増額から8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分96万4,000円の減額までは、地域支援事業の財源、8款4目1節職員給与費等繰入金253万3,000円の減額は、一般会計からの職員給与費等繰入金、9款1項1目1節繰越金1億2,768万5,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

26、27ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目9200介護保険総務事務253万3,000円の減額から4款3項3目9353包括的・継

続的ケアマネジメント事業254万2,000円の減額までは職員人件費、4款3項6目9361認知症施策推進事業225万4,000円の減額は、認知症初期集中支援チーム委託の減額のほか補正内容等の欄に記載のとおり、同4項1目9365審査支払手数料支払い事務（新総合事業）10万円の増額は、同手数料、5款1項1目9375介護給付費準備基金積立金5,489万9,000円の増額は、前年度繰越金から介護給付費準備基金への積み立て、7款1項3目9397介護保険償還金事務4,012万9,000円の増額は、国・県及び支払基金返還金、同2項1目9398介護保険一般会計繰出金3,323万円の増額は、決算確定に伴い一般会計へ繰り出すもの、8款1項1目予備費106万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の155ページをお開きください。

平成29年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,820万円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の156ページから159ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

それでは、補正予算の概要28、29ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節後期高齢者医療保険料・特別徴収保険料・現年度分33万7,000円の増額及び同2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分611万9,000円の減額は、それぞれ本算定に基づく調定額の見込みによる増減、3款1項1目1節事務費繰入金22万6,000円の増額は、一般会計からの職員人件費分の増、4款1項1目1節繰越金275万6,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務22万6,000円の増額は、職員人件費、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金567万4,000円の減額は、本算定に基づく見込みによ

り納付金が減額となるもの、3款2項1目8780他会計繰出金264万8,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の173ページをお開きください。

平成29年度下田市の集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,241万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の174ページから177ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要30、31ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項1目1節繰越金91万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出でございますが、3款1項2目9009起債利子償還事務7万3,000円の減額は、長期債利子の確定、4款1項1目予備費98万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の189ページをお開きください。

平成29年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,481万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,081万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の190ページから193ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、地方債の補正で、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の194ページをお開きください。

地方債の変更は次のとおりで、起債の目的、公共下水道事業につきましては、幹線管渠築造工事及び下水道施設更新事業費を増額したいため、財源となる地方債限度額3億6,730万円を限度額3億7,130万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げますので、補正予算の概要32、33ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目繰越金1,781万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの、7款3項1目3節共同施工負担金300万円の増額は、同負担金、8款1項1目1節下水道事業債400万円の増額は、公共下水道事業債で幹線管渠築造工事及び下水道施設更新事業費の財源にするものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務31万1,000円の減額は、職員人件費、同2項1目8810下水道管渠維持管理事業300万円の増額は、下水道管渠維持補修工事、2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業263万8,000円の増額は、下水道幹線管渠築造工事のほか補正内容等の欄に記載のとおり、同2目8840下水道枝線管渠築造事業83万5,000円の減額は、職員人件費、同3目8833下水道施設等更新事業315万4,000円の増額は、下水道施設等耐震対策業務委託のほか補正内容等の欄に記載のとおり、3款1項2目8860下水道起債利子償還事務477万円の減額は、平成18年度借入分の利子軽減及び平成28年度発行債の利率の確定によるもの、4款1項1目予備費2,194万2,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）から議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げ

ます。

水色の下田市水道事業会計予算書（補正第1号）のご用意をお願いします。

議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正第1号の内容でございますが、収益的収入におきましては、平成28年度決算額確定による長期前受金戻入の減額でございます。

収益的支出におきましては、人件費調整の増減額、平成28年度借入企業債の利率確定による支払利息の減額と消費税及び地方消費税の増額でございます。

資本的支出におきましては、人件費の増額と負担金の増額でございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成29年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として改良工事費と第6次拡張事業費の合計「3億1,781万7,000円」を「3億2,062万1,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で第1款水道事業収益を19万4,000円減額し、6億9,201万4,000円とするもので、その内訳といたしまして、第2項営業外収益を19万4,000円減額し、3,414万6,000円とするものでございます。

支出で、第1款水道事業費用を712万3,000円減額し、6億5,354万1,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項営業費用を333万1,000円減額し、5億6,494万5,000円に、第2項営業外費用を379万2,000円減額し、7,959万6,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条を本文括弧中「不足する額2億9,908万9,000円」を「不足する額3億189万3,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億3,643万3,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2億3,662万7,000円」に、「減債積立金4,141万6,000円」を「減債積立金4,402万6,000円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を280万4,000円増額し、5億7,259万6,000円とするもので、その内訳といたしまして、第1項建設改良費を280万4,000円増額し、3億2,630万2,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次

のとおり補正するものとしたしまして、第1号は、職員給与費「8,094万円」を「7,741万3,000円」に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成29年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入で、1款水道事業収益の19万4,000円の減額は、3目長期前受金戻入の平成28年度決算確定によるものでございます。

支出で、1款水道事業費用の712万3,000円減額は、1項営業費用を333万1,000円減額するもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費の増減は、人件費の調整によるものでございます。2項営業外費用は379万2,000円減額するもので、内訳といたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債借入利率の確定、そして第2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

資本的支出でございますが、収入につきましては、対象はございません。

支出で、1款資本的支出は280万4,000円増額するもので、内訳といたしまして、1目改良工事費280万4,000円の増額は、人件費の調整と負担金の増額によるものでございます。

7ページ、8ページは、給与費明細書でございます。

9ページから11ページをご覧ください。

平成29年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第1号の予定額を増減したもので、9ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億6,593万4,000円となるものでございます。

11ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億6,593万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

12ページをご覧ください。

平成29年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものです。

業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,623万4,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億8,906万8,000円、財務活動によるキャッシュ・フローが840万6,000円となり、資金減少額がマイナス3,442万8,000円となるものでございます。

平成29年度資金期首残高が2億5,666万5,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が2億2,223万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 議第50号から議第58号までについて、当局の説明は終わりました。  
ここで10分間休憩いたします。

午後 4時10分休憩

---

午後 4時20分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） 1点だけ、学校教育課のほうで61ページです。6050事業の修繕料とあります、1,100万円、これの内訳等もしわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 6050小学校管理事業でございまして、修繕料1,100万円を増額させていただいておりますが、こちらにつきましては各学校からの要望に対応したというような部分でございまして。

内容につきましては、各小学校電気の関係の高圧の受変電設備、こちらの修繕等がございます。それから、あと、稲生沢小学校等で屋上の防水ですとか玄関の防水そういったものと、あと、各小学校の遊具が7月に点検をしたところ、ちょっと腐食ですとかございまして使用禁止になっているようなものがございまして、そちらを含めて、そちらについては大体300万程度で新たな遊具を設置したいと考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 3番 橋本智洋君。

○3番（橋本智洋君） ちょうどタイムリーに朝日小学校の父兄のほうからブランコが使えないよというようなお話をいただきまして、その辺も内容入っていますでしょうか、ちょっと確認です。



○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） そうです、今回朝日小学校が今ブランコと鉄棒等が使えなくなっているというようなことで、まずそちらと、あと昨年なかなかできなかった稲生沢小学校、そちらのほうの修繕をこの予算の中でやっていきたいと思っております。

以上です。

○3番（橋本智洋君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 予算書の29ページを見ていただけますか。

新庁舎の推進事業なんですけれども、この中で報償金で新庁舎建設設計監理業務委託謝礼60万円とありますが、これはプロポの監視委託みたいなものなのかなというふうに思いますけれども、これの内容と回数、そういう内容であればちょっと金額が少ないなと思いましたので、その辺を確認させてください。

もう一つ、委託料が債務負担で出ているわけなんですけれども、中身はともかくとしてこの後実際に工事が絡んできます。先ほど明日諮問の内容を見せていただいて大変安心しているんですが、これの58ページです、真ん中に事業手法の比較表という表がありますけれども、この中で地元企業の事業参入を考慮し、設計と施工を分離発注しますよと、それを採用するということで安心しているんですが、なおかつこの工事についてさらに分離発注をしてほしいというのが各業界の要望等寄せられていると思っております、この辺の方針を伺います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、報償費の60万円の新庁舎建設設計監理等業務謝礼でございますが、20万円ずつ3社を予定しております。これは1次を通りまして2次に来たときにいろいろとやってもらう関係がございまして、当然契約者とは契約をするので、そちらにはお支払いしませんが、いろいろ提案していただいた3社について20万円ずつ謝礼を支払いたいというような内容でございます。

それから、あと、工事の発注の形態、分離発注するのかしないのかというお話だと思えますが、可能な限り分離発注の方向で実施していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 現地の本体、機械設備、空調、電気その程度だと思いますが、可能と

というのはその選択肢4つしかありませんので、ぜひとも力強くその分離発注、それはやりたい、やるというお返事いただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 工事の際、分離発注やります。

以上です。

○4番（滝内久生君） 終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 予算書の8ページの第2表、債務負担行為の補正についてお尋ねをしたいと思います。

庁舎建設の設計監理業務委託が平成29年度から32年度までこういう年度になっておりますが、32年度までにした根拠というのはどういうことであるのか、1点お尋ねしたい。

それから、下田市営じん芥処理場長期包括委託調査及び支援業務委託、これは29年度から30年度の債務負担行為をされていようかと思えます。この支出は47ページのほうであろうかと思えますが、説明書によりますと、13ページの下から3段目ぐらいに下田市じん芥処理場長期包括委託調査及び支援業務委託が350万だということですが、具体的にどのような内容の調査をされる予定なのかお尋ねしたい。このことによってどのような清掃事務所の業務形態を想定をしているのか、こういうことにつながっていかうかと思えますので、その点はどのようなものなのか。

それから、今期、補正で修繕費があわせて出ているわけでありましてけれども、この施設の今後の修繕状況というんでしょうか、そういうものはしなくて済むのかどうなのか、今期のこの修繕でどの程度、年度というんでしょうか、賄っていくことができるのかお尋ねをしたいと思います。

なお、説明資料の17ページの学校給食システムを公会計制度にしようというそのための準備作業であろうかと思えますが、859万7,000円のシステム導入委託という予算が出ておりますが、これもまたちょっと私勉強不足でどういうものか承知しておりませんので、ご説明をいただければありがたいというように思います。

それから、15ページの戻って恐縮ですけれども、森林情報システム構築業務43万2,000円予算化されておりますが、これも森林情報システムというのはどういう内容のものか説明していただけるとありがたいと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、8ページの第2表の債務負担行為の補正の関係でございまして、新庁舎建設設計監理等業務委託料の29年度より32年度までというのがどういうふうなことかというご質問かと思えますけれども、本日お配りいたしました新庁舎建設基本計画（案）の最終ページにもございますとおり、事業スケジュールといたしましては、本年度より30年度に設計業務をお願いするわけでございまして、その後31年度から32年度にかけて建築工事等を実施するというような流れを予定しております。その間、こちらの委託料におきまして、設計をしていただいた業者さんにその後引き続き現場の監理をお願いするというものでございまして、したがって29年度から32年度までの予定という形になってございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木芳紀君） それでは、私のほうから最初に、債務負担のほうからなんですけれども、市営じん荼処理場長期包括委託調査及び支援業務委託料に関してなんですが、ご存じのように今清掃事務所の形態としまして焼却炉を管理するほうと場内整備する部署があります。その中の現在の業務形態の想定としましては、焼却する管理を民間に包括委託したいという旨で考えております。それを31年度からやりたいと考えております。そのためにやるに当たっての条件整理とか法的などの課題整理、あと経済効果、リスク分担などを検討して仕様書をつくっていただき、その仕様書に基づいて委託にかけていくというような流れで考えておりますが、現況整理した中で本当にやる益があるのかどうなのかというのをおあわせて検討したいと思っております。今はそのような形で包括に向けて進んでいるような状態でございます。

修繕の関係なんですけれども、今度広域連携との関係が出てくるんですけれども、先ほどの包括委託自体も広域連携して焼却場がほかの場所にできて、そこを使うまでの間の委託と考えるんですが、その委託している間と委託するまでの間に係る費用、一応メーカーさんのほうから出している平成29年度から35年の間に係る修繕等の費用というのは大体8億5,000万。

ただ、今回もう一つ、改修工事としてバグフィルターの関係を債務負担で出させていただきます。これもまぜての話なものですから、年次的にかなり建って35年たっております、うち

の施設。バグフィルター自体は新しくつくりましたけれども、かなり老朽化が著しいもので、この8億5,000万の中でやっていけるとは思っているんですけども、かなり思っていないところも壊れてきておりますので、一応は想定としてその金額と思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校給食管理システム導入委託ということで859万7,000円の予算を計上させていただいております。現在、当市の給食会計につきましては公会計ではございませんで、私会計ということで、給食費につきましては各学校ですとか保護者の皆さんに集金していただいて、その集まったお金で食材を購入して給食を提供しているというような形でございます。

こちらのほうにつきましては、例年監査委員さんのほうからも指摘もございますし、また、県のガイドラインでも公会計化、また、つい先日、文部科学省のほうからも教員の多忙化ですとかそういった面も含めまして学校ではなく、自治体が直接徴収するというような方針をもう定めるというような話も出ております。

こういったことに対応するために年間約8,000万円ほどの給食費がございますので、そちらをこちらのシステムを利用いたしまして、賦課徴収、それから欠食管理というようなものやしていきたいなど。具体的には、住民データを活用しまして、それで納付書を発行いたしまして、また直接納付あるいは口座振替の手続をやっていただくというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 49ページ、森林情報システム構築業務委託43万2,000円ということで、これは現在森林情報システムございまして、森林計画や森林簿をもとに地図上に落とししたもので、それに加えて林道の整備や森林所有者が間伐等整備した内容も盛り込んでおります。また、保安林の情報やまた林地開発等の情報も入っています。

その情報を静岡県が今回新たにアップするよということで、それに伴いまして51ページ、森林情報システム用パソコンこれ購入しまして、ここにシステムアップすることです。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ちょっと清掃事務所の件を聞き漏らした点があるもので、確認をさせていただきたいと思います。

約8億5,000万ほどの事業が必要になる、何年度から何年度と言われた、10年間とかとちよつとそれと……。

〔「今年度からです。29年から35年」と呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） 29年度から35年。そうしますと、収集のほうは委託にほとんどなっ  
てきていると、焼却のほうもこの包括委託をするんだ、同じ業者になるのかならないのかあ  
れですけども、そうしますと清掃事務所で焼却関係の仕事は何が残るのか、何をするのか、  
予算をつくるだけなのか、そういうことになるのでしょうか。そして、これは29年から35年、  
この期間にPFIですか、南伊豆町との一定の広域的なものを検討する、こういうことにな  
るのか。

8億5,000万の中にはバグフィルターの修繕費というのは入っているのか入っていないの  
か、さらにこれに、入っていると。聞き漏らしちゃったものですみませんけれども、  
確認をさせてください。

やはり本来清掃業務そのものは自治体が行うべきものだ、これを儲け仕事の民間委託にし  
ていこうという当局の見解、意思が私は疑問を持っております。有料化をしていくというこ  
とに、市民から処理費を徴収していくという方向につながっていくのではないかと、こういう  
ぐあい考えるわけですが、どういふわけがこの業務委託を決定をしたのか、何が根  
拠なのかというようなことについて再度お尋ねをしたいと思います。

それから、学校管理システムはそうしますとこの約8,000万からの食材費の徴収をこのシ  
ステムで進めるんだ、納付書等をつくるシステムだということでもありますけれども、学  
校との関係はどのようになるのか、今まで先生が担当する形だったと思うんですけども、  
そこら辺のイメージというんでしょうか、ちょっとわからないものですから具体的にどうい  
うような方向が考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木芳紀君） それでは、ちょっと答弁漏れがありましたらまた申し上げて  
いただければと思います。

収集委託等の委託に対して、全て民間にすると清掃事務所の仕事なくなるというような  
お話をいただいたと思うんですけども、今予定ですとおっしゃるとおりに今回の補正にも  
乗っけさせていただいていますけれども、収集業務自体は民間に委託させていただいて、前

回2年前より市全域に対して民間さんに回っていただいております。あと、先ほど言った31年から焼却業務を委託していくとなると焼却作業もなくなります。残っているのは場内での話という場内整理になります。

35年に仮に今の計画で行きますと南伊豆の場所に広域で焼却場ができます。そうすると、焼却の関係は全部そちらに行くんですけども、リサイクル再資源化施設、ペットボトルとか瓶、缶があります、その施設自体はスクラップ・アンド・ビルドで恐らくやると思うもので、場所の関係があるので、2年ぐらい先になると思っています。だから、平成37年ぐらいまでに今の清掃事務所はなくなると思っています。

ただ、環境対策課としては清掃活動だけではありませんもので、環境保全等の仕事もしております。その関係は残ってくる。ただ、清掃業務に対してですので、委託費の支払いとか広域できた場所への手当て等の作業が残ってくるというぐらいしかなくなってくると思っています。

あと、民間委託にという話は、まず、収集業務のときは平成28年3月で第6次の行革大綱におきまして業務委託、重点事項でうたわれておりまして、収集業務自体を民間に委託していくということで経費の削減を図っていくということになっておりました。結果として、パッカー車の管理費とか燃料代等々はかかっていないような状態になっているという報告で、この第5次の行革でそういうふうな結論で終わっておりまして、第6次の重点事項には収集業務自体のものは乗っかっておりません。

あと、焼却の広域連携につきましては、それは各市町での話し合いのもとでやっている話なもので、やはり経費削減とか広域によるもので、一つがあればだけの施設を1市で持つという事はかなり困難だと思う中で広域になっているんだと思っています。具体的なもうちょっと細かい話があると思うんですが、すみません、私の記憶の中では今そのぐらいしか出てきません。

その中で確かに直営でやるということも大切だとは思いますが、今施設の老朽化に対しまして、やはりメーカーサイドはかなり専門的な知識を有しないと維持管理ができないような状態になっておりまして、業務の方々にも尽力していただいているんですが、かなりメーカーの指導を受けている部分というのが多々ございます。そういうことを考えると、緊急的に対応したりとかいう話に対応するためには民間の力をいただくということも一つ大切なことじゃないかなとは考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校給食公会計化による学校との関係というご質問でございます。

生徒・児童の給食費の徴収、今現在保護者ですとか学校のほうに負担いただいているということでございます。例えば未納があったりした場合には、督促等をしていただいているというようなことでございますけれども、児童・生徒の給食費に限り、今後はそういった業務も市のほうでやっていくということになります。

あと先生方からも給食費いただいていますから、先生方が下田市民じゃない方いっぱいおられますので、また、例えばそういった先生方の給食費については学校を通じて集めていただくのか、ちょっとその辺も検討しながらいきたいと思えます。

ですから、あくまでも児童・生徒の給食費の徴収、督促関係についてはもう一切学校から手を離れるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（竹内清二君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木芳紀君） 1点だけ答弁漏れがありました。

バグフィルターは先ほど言いました8億5,000万の中に入れておきまして、29年度にやらせていただく中なんですけど、実際ロフの交換自体は5年に1回ぐらいでやっているんです。今だから29年度から35年度まで、もう一回やる可能性はあると考えております。

以上です。すみません。

○13番（沢登英信君） 終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） このときは下田市過疎地域自立促進計画がこの議会で通り、なおかつこの2つの事業債が通ればいよいよ当局は10月に入って、県並びに総務省に対して所定の手続をしていくんだらうと思えます。

そこで、質問なんですけど、先ほどの説明の中で、この下のほうの自立促進特別事業債は3,500万もうこれぎりぎりだと上限、上限だからこれはないと思うんですけども、上の過疎対策事業債については今回2億540万上げているわけです。そして、それに対する事業名も説明をいただきました。課長の説明しているのは、29年度はトータルで約4億ぐらいになるだらうとこういう説明ですよ。ということは、約1億6,000万ぐらい12月の議会に補正しようという段取りになりますけど、こういう理解でよろしゅうございますか。

もう一点は、今後の展望ですが、先ほどのこの計画の説明のときに井上課長は大風呂敷を敷きまして、事業計画にのっかっていけば約90億の事業だと、そのうちハードが60億、そしてソフトが30億だと、完全に実行すると90億とこういうえらいでかい金額をいただきました。ご承知のとおり28年度末の下田市の借金は約84億か85億です、一般会計で。そのとおりにやったらえらいことだなとこう思うわけですが、もう一点は、30年、31、あと3年、展望を聞きたいんですが、国のほうの地方債の計画がこれは先ほど29年度は約4,500億円だと、ちなみに28年度は補正入れて約4,400億だと大体金額が余り変わらない、補正でやったって今年だって4,500億円が増えたって300億か400億だと思います。

そうだとしますと、これからの国のこの計画はおおむね4,000億台、そうだとすると、下田市の今後3カ年間の事業債の適用金額を考えると大体29年度並みが上限じゃないかと、そうすると今年4億、4年間で15億円ぐらい上手にやっても事業債の適用かなと素人は推測するんですが、井上課長はどういう展望を持っていますか、聞きたいと思います。

それから、37ページ、今回総合福祉社会館の改修工事ですが、ご承知のとおり当初予算に2,750万ぐらい予算が上がっています。事業を執行しているんです。それに加えて500万補正をしました。説明の中に何をやるかというのをちょっと説明なかったものですから、ぜひこういう理由で当初予算約2,700万出したけれども、こういう点が不足していて追加工事が出ましたよという何か説明があればいただきたいと思います。

それから、もう一つ、55ページの広域観光推進事業費フラワー都市交流連絡協議会負担金、これを見ますと28年度の決算は20万です。当初予算は20万上げています。今回80万を補正しました。これ私聞き漏らしたかもしれんけれども、理由は一挙に80万補正するというのは、これやっぱり説明する必要があるんじゃないかと思いますが、観光交流課長、ひとつぜひ細かく的確に説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

〔「もう1点」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） はい。

○7番（大川敏雄君） もう1点は予備費、つまり68ページ、今回約7億ぐらいの28年度決算で大黒字がずっとあった。そのうち半分3億4,000万は財政調整基金に上げましたとこういう予算の組み方しています。しかし、予備費が2億円とこれはなかなか私も長年見ているけれども、予備費としては多いなとこう思いますが、隣の黒田課長が先ほどの沢登議員への説



明、この基本計画です、庁舎の、用地取得これを12月に計画表見ると、恐らくこういう用地取得の予定を内在しているんじゃないかと思うけれども、これ私の読みが間違っているかどうか、えらい予備費としては2億円多過ぎるとその辺をよくどちらでもいい、説明をひとつこの際ですからしていただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、過疎対策事業債のほうをまず説明をさせていただきます。

これまでの説明とちょっと重複する部分はあるかもしれませんが、今回の過疎対策自立促進計画のほうは国のほうの第2回の締め切り10月24日から10月31日の提出というのを現在予定しているところでございます。今回の議会で議決いただければ、こちらでの提出になります。

それを受けまして、地方債のほうの要望が第1次というのはもう終わっているんですけども、第2次要望でこの約4億弱の起債のほうの2次要望という形で上げる予定です。時期につきましては10月が申請、結果がわかるのが12月の中旬内示だそうです。ですので、そのときに下田市の過疎債が幾ら配分されるかというのがわかる形になります。当然12月の中旬ですので、12月の補正予算ではちょっと対処できないというのがまず1点目でございます。

そして、当方ではこれまでも説明の中で自立促進計画に基づいた公社債は先ほど3億9,620万円を現在要望する予定でございますけれども、基本的には今回補正で上げました2億540万とソフト事業の3,500万以外に当初予算で通常債で計上しているもの、こちらが約1億8,000万ほどあるんです。それが今既存事業で予算計上してあるものですから、確定された場合には過疎債のほうに振りかえますので、お金が出るというよりも要するに交付税措置の有利なものに起債を変えろというふうにご理解いただきたいと思います。

やっぱり下田市が起債を起こすのに一番有利なのは、臨時財政対策債、次が緊急防災・減災事業債と過疎債が交付税措置率が70というふうになっていますので、その2つを上手に使って行って、交付税措置の少ないものを減らしていくというのが常套手段かと存じます。

そして、あと予備費のほうでございますけれども、今回このように計画を立ててもまだどのようなかわからない、それと今後やはり下田市も過疎債の申請が初めてなものですから、どのくらいの厳しさで来るのかがまだわかりません。下田市の分どれだけとって来てあるのかがまだ判明しておりませんので、まだ様子見というのが正直なところで、来年度以降の過疎債を確保する上でもできるだけ多くのということで約4億弱の申請を上げていき

いというふうに考えてございます。

それから、予備費につきましては、まずは財政調整基金につきましては地方財政法の7条に基づく積み立てのみということで、これからの過疎債のほうの動きを見ながら、例えば減債基金とか各種基金のほうの積み立ての方法もございます。先ほど言いましたように当然過疎債を発行するという事はそれだけ起債の額が大きくなるわけですので、返済が伴います約3割の返済部分は何らか措置していくのがいいのかなというふうに考えておりますけれども、まだ決定はしてございません。今後のちょっと状況次第というふうに考えてございます。

それから、あと庁舎関係につきましては、基本的には緊急防災・減災事業債を考えておりますので、この予備費をもって用地費という考え方は今のところは考えてございません。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 私のほうからは、福社会館の改修工事500万円の補正につきましてご説明させていただきたいと思っております。

高齢者生きがいプラザ施設廃止に伴う代替機能といたしまして、また、総合福社会館利用者が一層利用しやすい施設とするための改修工事を現在行っているところでございます。

改修工事中に空調など設備関係に水漏れが起こるなど想定しなかった追加の工事が必要になりました。また、使用できる想定で当初設計されていた換気設備が配管不良によりまして使用できないために代替の配管や設備が必要になったこと、撤去する部分を最小限にしているため、古い壁紙と改修した部分の境がはっきりわかる状態のため、壁紙の張りかえ等を追加したいということ、また、昭和63年設立から29年が経過している施設のため、改修工事により今まで見えていなかったところの不備が見つかるなど各所に改修箇所が出てきたことも要因でございます。

もう少し具体的に申し上げたほうがよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○福祉事務所長（土屋悦子君） いいですか。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 観光交流課長。

○観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからはフラワー都市交流連絡協議会の負担金の増額についてご説明させていただきますが、ご存じのとおりフラワー都市交流連絡協議会、こちらについては花をテーマにしたまちづくりに取り組む全国9都市で構成をされ

ておるわけです。

毎年持ち回りで各都市で総会が行われております。実は、平成30年度来年になります、6月に下田市で開催をする予定になっておりまして、6月ということになりますとやはり準備期間がそれなりに必要だというようなことで今回補正をさせていただいて、各都市の花の苗を購入したりですとかポスター、のぼりの購入に充てたりだとかというようなことに使いたいというようなことで今回補正をお願いしたものでございます。

以上でございます。

〔「井上課長、3年間の展望を」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） まだわかりませんが、平均的な例としますと4,500億を817の市町村で単純に割りますと1市町村当たり5.5億円というふうになっておりますので、頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） それじゃ、井上課長にもう一度ちょっと見解を聞きたいんですが、今回の過疎債の適用について内容を見ますと、市道の維持事業これに対して当初予算が2,500万上げています。そして、今回の補正で3,030万、5,530万を全ていわゆる過疎債に充当しているわけです。

一方、この宮渡戸橋あるいはゆのもと橋これについても当初予算にあれしているのは恐らく今後これ過疎債適用すると思うんですが、私の私見です、宮渡戸橋だとかゆのもと橋これは過疎債の適用が適切じゃないかと、だけれども、いわゆる市道の維持修繕、各区から要望出ているこれがまるっきり過疎債を原資にして対応するというのは、これは今後の姿としては原則的には下田市の予算の範囲で的確にやっていると、自主財源で、これが本来じゃないかと私は思うわけです。大いに増やすことはいいです、だけれども、原則的にこういう一定のはっきりしたもの、改良だとかそういったものに対しては過疎債を適用すると、それでちょっとした維持費なんていうのはやっぱり自主財源で基本的にはやっていくべきではなかろうかなと思うんですが、あなたの見解を聞きたいと思えます。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） 過疎地域の初年度目ということで県のほうとも協議をさせていただきました。まずは、当初予算計上分を過疎債に振りかえることについての了承をまずいただ

いたところがまず1点、それから補正予算の前に過疎債の事業費の要望をある程度出してくれというところもございましたので、やはり先ほど言いましたように年間ベースである程度要求しておきたいというところがございましたので、このような形を今年度29年度についてはとらせていただきました。

30年度以降につきましても同様なやり方をとるかどうかはまだ決めておりません。基本的には、やっぱり維持費は過疎債は充てないほうがいいのかなというのは個人的には思っています。

以上です。

○7番（大川敏雄君） 終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 2点ほどお聞きしたいと思いますが、まず1点目は、交通安全施設設置工事が150万ですが、これは具体的にどんなものをどこに設置するのかということをお聞かせください。

もう一つ、学校給食のことなんですが、下田市ふるさと給食推進事業補助金で200万出ていますが、この内容についてはどういうものなのかということについてお聞かせください。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 交通安全施設具体的にどこなのかというご質問ですけれども、すみません、各地区からの要望が出ております中で具体的な場所を何方所か、市道御釜通り線、白浜ですけれども、そこの防護柵、あと市道落合谷津1号線の反射鏡設置工事など今8件を予定しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 学校給食管理運営事業6800、200万円のふるさと給食推進事業補助金でございます。先ほどもちらっと申し上げたかもしれませんが、給食の食材費については保護者の皆様から集めた給食費で全て賄うというのが基本になっております。とりあえず、小学校1食単価260円、それから中学校は300円ということでやはり限られたものしか出せない、提供できないというような状況がございます。

それで、ふるさと給食推進事業といいますのは、県の食育計画というのがございまして、ふるさと給食の日というのが毎月19から23日の間の1日間決められております。そのときに

はやはり地場産品ですとか旬のものですとかといったものを提供するように努めるというようにもございますが、限られた給食費、保護者の皆さんから集めただけの給食費だけではなかなかそれなりのものが購入できないということもございまして、今回、来年度の公会計化もございまして、一度市のほうで補助金を出してそれで食材を購入して、旬のもの、地場のものをメニューに提供しようというようなことでもございます。

内容については、6月だったかふるさと給食のいい点もございましてけれども、キンメのみそ汁とか提供したこともございまして、またそういったものができればいいなということで、これはまた栄養士等、またそれから給食運営審議会というのがございまして、メニューをどういうものにするかとか今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 8番 鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 交通安全施設に関しまして、私は1カ所に何か大きなものをつくるのかなというふうに思っていたんですが、8件それぞれ幾つかの安全施設をつくるというふうなことでもよろしいんですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木 敬君） 特別大きなところをぼんとどこかにつくるということではないということですね、わかりました。

下田市ふるさと給食推進事業なんですけど、この事業はかねてから地産地消だとか6次産業化の観点からもどのようにして学校給食をその中に取り入れていくかということが大きな問題というか、6次産業化を進めていくための地場の1次産業を育てていくための大きな問題になるというふうに思っております。それは皆さんも共通の認識であるというふうに思っておりますが、そこら辺のところ具体的にこの事業を進めるに当たって1次産業の担い手農業、あるいは水産業の担い手とどのように年間通じてそのような地場産品を使った給食をつくっていくのかというところを絶えず相談していくというふうなことが必要であるというふうに、それによってできたら生産者のほうも年間を通じてある程度の目安、目標を立てて計画的に生産もできてくるというふうなことにもつながっていくのかなというふうに思いますので、しっかりと単にそのときだけに地場産品を集めればいいということじゃなくして、できるだけそのことによって1次産業が発展していくというふうな形でやっていただければというふうに思っております。

同時にこのふるさと給食というのは食育、子供たちに下田のまちにはこんな農産物、水産

物があるんだよ、それをこういうふうな形で加工してあなた方に提供しているんだよというふうなことを現物で示す食育にとっても一番大きな教育内容になるというふうに思っております。そこら辺のところもしっかりと、ただ単に給食にある日キンメを出したというだけじゃなくして、このキンメがどういうふうなものであるのかという、どこでとれてどういうふうな形で加工したのかというふうなことをしっかりと子供たちに教えていくことが食育になる、ひいては下田のまち、ふるさとを愛する心につながっていくというふうに思っておりますので、そこら辺のこともしっかりとふるさと給食推進事業の中に取り入れていただければというふうに思っております。これは要望です。

○議長（竹内清二君） では、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 説明書の33ページの下水道の幹線管渠築造工事600万円と、それから下水道施設耐震対策業務委託1,500万円、これについてお尋ねをしたいと思います。どう  
いう内容のものかご説明いただければと思います。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） 下水道事業でありますけれども、こちら8830事業、それから8833事業、国の交付金をもって事業の執行をしているところであります。

管渠築造工事のほうの600万円と施設更新事業のほうの内容ということでございますけれども、まず、その交付金の制度のほうなんですけれども、通常の下水道事業ということで管渠築造工事をやっております。それとあわせまして、今年度におきましては8830事業のほうで下水道事業計画策定業務、こちら法改正もありまして点検等の内容を盛り込んだ事業計画

を策定するということでもあります。そちらのほうの当初予算のほうは事業計画ですけれども、1,700万円ということでありまして、そちらのほう入札によりましてちょっと差金のほうが出ました。予算的には1,400万円ですというので300万円そちらのほうに余りという言い方はおかしいですけれども、出まして、そちらを管渠築造工事のほうへ振りかえたというのが内容でございます。

それから、同様に8833事業におきましては、施設改修等の事業とあわせて今回耐震診断業務といたしまして施設等耐震診断業務と、それから耐震補強の実施設計業務も実施しております。それから、ストックマネジメント計画の策定業務、こちら施設の中長期にわたるマネジメントそういった計画を策定するんですけれども、その辺の内容が全部補助金の事業となっております、そこを業務の中で調整しているものでございます。

具体的には、施設耐震業務のほう1,000万の内容を診断業務のほうですけれども、2,000万円に、それから実施設計のほうですけれども、2,000万円だったものが2,500万円というふうに増額をしております。よろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 下水道の幹線管渠築造工事等の場所というのは想定をしているのでしょうか。それだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（竹内清二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木光男君） まず、下田地区の管渠築造工事そちらのほうは予定額が一応750万円ということで、具体的な箇所ということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○上下水道課長（鈴木光男君） キリスト教の教会前の通りといいますか、市道名ちょっと今記憶しておりません。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、今後の日程につきましては、明日20日から27日まで決算審査特別委員会の審査を、28日及び29日に各常任委員会の審査をお願いし、10月2日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、23日、24日、30日及び10月1日は休会日といたします。

お疲れさまでございました。

午後 5時17分散会